

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業
実施方針等に関する質問への回答書

令和3年11月26日

海上保安庁

1. 実施方針（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設等の所在地	「事業者の敷地への進入にあたっては、通過する必要がある土地所有者の通用門等の使用について、事業者が第十管区海上保安本部に使用申請を行い、それに基づき第十管区保安部が土地所使用者と協議を行う。」とありますが、土地の所有者都合による、通用門の使用制限などはないものと考えてよいでしょうか。通行ができずに資材搬入や施工できない日が発生することのデメリットを考慮しての質問です。	使用制限等はある程度想定されますが、工事等に支障の出ないように協議を実施します。 また、現在係留施設築造工事を実施しており、通行条件は、下記のとおり。 正門開門時間（365日 0700～1900）、構内通路の一部区間に荷重制限があるため、大型車両等の通行は、外周路の利用を指定。
2	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設等の所在地	「事業者の敷地への進入にあたっては、通過する必要がある土地所有者の通用門等の使用について、事業者が第十管区海上保安本部に使用申請を行い、それに基づき第十管区保安部が土地所使用者と協議を行う。」とありますが、土地の所有者都合による、通用門の時間の制限などはないものと考えてよいでしょうか。利用時間に指定があり、利用ができずに資材搬入や施工できない時間帯が発生することのデメリットを考慮しての質問です。	No. 1の回答を参照して下さい。
3	5	1	(1)	カ	(ロ)	②給油施設に係る運営業務	①回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務に記載のd. 環境衛生管理業務、e. 整備施設周囲の環境保全の業務は、②給油施設に係る運営業務には記載がないのですが、給油施設においては、当該業務を実施しなくて良いとの理解で間違いはないでしょうか。また、②f. 運営業務に必要な什器備品等保守管理業務はありますが、①回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務の記載b. のような維持管理業務に必要な什器備品等保守管理業務がございません。これは記載が漏れているとの理解で間違いはないでしょうか。給油施設、回転翼機格納庫、船艇用品庫、駐機場のそれぞれの施設において、維持管理、運営業務、長期修繕業務を明確に分類し、理解したいと考えての質問です。	①d. 環境衛生管理業務、e. 整備施設周囲の環境保全の業務は、建築物衛生法に定める特定建築物に該当しないため、全棟において実施しないこととし、記載を削除します。 後段の什器備品等保守管理業務について、給油施設の運営に係る什器備品等は、選定事業者が調達し管理することから海上保安庁での物品管理は行わないため、記載を削除します。
4	5	1	(1)	カ.	(ロ)	②給油施設に係る運営業務	a. 巡視船への給油業務について、実施方針案では（A重油）の指定がありました。実施方針では指定がありません。A重油以外の給油の給油業務も想定されているのでしょうか。	巡視船へA重油以外の給油業務を行うことは想定していません。
5	5	1	(1)	カ.	(ロ)	②給油施設に係る運営業務	b. 燃料在庫管理業務について、実施方針案では（A重油、ジェット燃料）の指定がありました。実施方針では指定がありません。A重油・ジェット燃料以外の燃料在庫管理業務も想定されているのでしょうか。	A重油、JET-A1燃料以外の在庫管理業務を行うことは想定していません。
6	6	1	(1)	キ	—	海上保安庁の支払いに関する事項	「第1回支払は、本施設の引渡し時である令和6年9月30日を予定しており、以降は各年度4月1日を割賦払の基準として計算し支払う。」とありますが、句読点「。」が二つ重なっております。間に含まれる1文が抜けていることはありませんか。	誤記であり、「。」を削除します。
7	6	1	(1)	キ	—	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設に係る対価について、「第1回支払は、本施設の引渡し時である令和6年9月30日を予定しており、以降は各年度4月1日を割賦払の基準として計算し支払う。」とあり、令和3年10月8日に公開された回答書No.25に「令和6年9月30日」「各年度4月1日が支払日」とご回答いただいておりますが、第2回支払以降の支払日については、毎年4月1日より複数日前（前の会計年度中）に請求書を提出して、それから4月1日（次の会計年度初日）に、ご入金いただけるような手続きでしょうか。	支払日の考え方については、実施方針の記載のとおりそれぞれの年月日を金利発生基準とします。 請求書については、毎年4月1日以降に請求書を提出頂き、事業契約書の指定する期間内に支払を行います。
8	6	1	(1)	キ	—	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設に係る対価について、「第1回支払は、本施設の引渡し時である令和6年9月30日を予定しており、以降は各年度4月1日を割賦払の基準として計算し支払う。」とあり、令和3年10月8日に公開された回答書No.29に「事業終了年度前に割賦支払が終わることは想定していません」とあります。維持管理・運営期間の終了が令和26年3月末ですので、設計及び建設に係る対価については、令和25年4月1日の支払いが第20回目の支払いであり、最終支払日であるとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
9	6	1	(1)	ク	—	事業スケジュール（予定）	施設整備期間が令和4年10月～令和6年9月となっておりますが、計画地は現在、栈橋等の工事中であり、計画地周辺工事内容が本事業の建設工事に大きく影響します。計画地周辺の工事内容及び工事スケジュールについて詳細の情報公開をお願い致します。	提案作成説明会時に示します。
10	6	1	(1)	ク.	—	事業スケジュール（予定）	維持管理・運営期間は令和26年3月までとされていますが、要求水準書P4の第4節 2. では、令和26年3月31日とされています。また、入札説明書（案）P3では、PFI事業終了は令和26年9月30日と記載されています。維持管理・運営期間は令和26年3月31日、PFI事業終了は令和26年9月30日という理解でしょうか。	入札説明書（案）に記載の「PFI事業終了は令和26年9月30日」は誤記です。正しくは、令和26年3月31日となります。
11	6	1	(1)	ク	—	事業スケジュール（予定）	公表された実施方針（案）等に関する質問への回答書（実施方針No.42）にて、施設引き渡し時の燃料については、海上保安庁にて買い取る予定となっておりますが、検査の為、引き渡し前に注入するA重油は、建設企業側で手配するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。 買い取る際は、調達の実績単価等を含めて協議予定です。
12	7	1	(1)	サ	—	実施方針等に関する質問受付、回答公表	令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』と、本項目に記載のある、「令和3年11月26日（金）（予定）」に公表される回答書の回答内容のいずれも、令和4年1月17日に公告される予定の本事業に正式に影響を与える回答との理解でよいでしょうか。	入札公告以降に公表する一切の資料が正式に本事業に影響を与える資料となります。
13	7	1	(1)	サ	—	実施方針等に関する質問受付、回答公表	令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』と、本項目に記載のある、「令和3年11月26日（金）（予定）」に公表される回答書の回答内容のいずれも、令和4年1月17日に公告される予定の本事業に正式に影響を与える場合、要求水準書P-1第5節適用基準等に、これらの回答も適用基準とされる旨が記載されるものと理解していますが、いかがでしょうか。	No.12の回答を参照してください。
14	7	1	(1)	シ.	—	実施方針等に関する意見・提案の受付等	「実施方針等に関する意見や募集に当たっての具体的な提案を受け付ける。」とあります。また、「海上保安庁が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。」とあります。実施方針（案）においても同様の記載がありましたが、実施方針（案）等への意見・提案を提出した企業数、意見・提案の数、そのうち海上保安庁が直接ヒアリングを行った企業数と意見・提案数をお教えください	意見・提案数等の公表は行いません。
15	8	1	(2)	ア	—	特定事業の選定方法に関する事項	「海上保安庁の財政負担の見込み額」ですが、民間企業からの土地の借地料も含まれるのでしょうか。土地所有者及び同一資本の会社が本事業に参画でき、借地料の改定が本事業の実施方針の公告から事業終了までの間で借地料の変更が想定される場合、公平性及び透明性はどのような形で確保されますでしょうか。	借地料は、海上保安庁が支払います。
16	11	2	(5)	ア	(ロ)	②代表者の出資比率	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』No.64の回答では、構成員間の株式の譲渡については、事業者からの提案に応じて協議のうえと認めると記載があります。このような代表企業の交代を、本件の提案書提出(令和4年5月)時点で明示しておく必要があるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	11	2	(5)	ア	(ロ)	②代表者の出資比率	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』No.64の回答では、構成員間の株式の譲渡については、事業者からの提案に応じて協議のうえと認めると記載があります。このような代表企業の交代については、令和6年10月1日の維持管理・運営期間開始日にジャストで間に合わせて実施する必要がありますが。	事業者の提案によるものとします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
18	11	2	(5)	ア	(ロ)	②代表者の出資比率	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』No.64の回答では、構成員間の株式の譲渡については、事業者からの提案に応じて協議のうえで認めると記載があります。ここでいう筆頭株主の変更とは、株主間の株式譲渡のみならず、株式会社からの新株発行などで、株主の保有比率を変えるようなことも可能でしょうか。	基本的には株主間の株式譲渡を想定していますが、株式会社からの新株発行等の提案を妨げるものではありません。
19	12	2	(5)	ア	(ニ)	入札参加者の参加資格の要件	「入札参加者を構成する企業それぞれが、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること」とありますが、①～⑤の業務を受託しないSPC管理等業務のみを行う企業は構成員および協力会社にはなれないという理解でよろしいでしょうか。	検討の上、入札公告時に示します。
20	12	2	(5)	ア	(ト)	入札参加社の参加資格の要件	「資本関係または人事関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと」とありますが、資本関係があっても他の入札参加者の構成を認める他PFI事業も多数ある中で、この要件を設定された趣旨につきましてご教示いただけますでしょうか。本事業は昨年度のサウンディング以降、非常に事業者選定までの検討期間が短く、早期のチーム組成、早期の事業検討が求められる案件と認識しております。8月の実施方針案の公告時点で既にチームを組成していた場合、資本関係のある2者及びチーム組成をしていた他企業（地元企業）が全て失格になります。公平な事業参画機会の設定をお願い致します。	検討の上、入札公告時に示します。
21	14	2	(5)	オ	—	設計企業の参加資格条件	「設計業務の分担は「建築分野」「構造分野」「電気設備分野」「機械設備分野」によるもの」との旨の記載がありますが、どういった意図で本項目を追加されたのでしょうか？	設計責任の所在を特定するために追加したものです。
22	14	2	(5)	オ	—	設計企業の参加資格条件	「設計業務の分担は「建築分野」「構造分野」「電気設備分野」「機械設備分野」によるもの」「分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。」との記載がありますが、一つの分野を複数社で設計を行うことは認められるでしょうか？	認めます。
23	14	2	(5)	オ	—	設計企業の参加資格条件	「設計業務の分担は「建築分野」「構造分野」「電気設備分野」「機械設備分野」によるもの」との旨の記載がありますが、一つの分野を複数社で設計を行うことが認められない場合、各分野の設計元請設計会社が同一であれば、下請け会社は複数となってもよろしいでしょうか？	No. 22の回答を参照してください。
24	14	2	(5)	オ	—	設計企業の参加資格条件	「設計業務の分担は「建築分野」「構造分野」「電気設備分野」「機械設備分野」によるもの」、「各分野の業務内容は平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二項を参照」との旨の記載がありましたが、重油・航空燃料タンクおよびポンプ・配管(基礎・トレンチ含む)の分類が不明です。どの分類となるかご教示願います。	「機械設備分野」に分類します。
25	14	2	(5)	オ	—	分担業務分野（設計企業）	分担業務分野について、入札説明書（案）p.7に示されている建設企業の分担では「給油施設」「回転翼機格納庫、船艇用品庫」と、施設ごとの分類が行われておりますが、設計企業の分担は「建築」「構造」「電気設備」「機械設備」のみに分かれており、施設ごとの分類が示されておられません。設計企業の分担を検討するうえでも、建設企業同様に施設ごとに役割を分担することは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	14	2	(5)	オ.	—	業務内容	「平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二項において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの」において、「第二項」は「第二号」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、修正します。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
27	14	2	(5)	オ	—	設計企業の参加資格要件	設計業務を、2社でJVを組成して実施する場合は、①、②、③、④のいずれの要件も2社ともすべて満たしておけば、参加資格を満たすとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、③ではいずれかが設計実績を有することとしていますが、実施方針(案)から実績に係る条件を緩和しているため、入札公告においては「いずれの者も実績を有すること」とします。
28	14	2	(5)	オ	—	設計企業の参加資格要件	設計業務を、2社でJVを組成して実施する場合は、①、②、③、④のいずれの要件も2社ともすべて満たして参加資格を持つ場合、「建築分野」「構造分野」「電気設備分野」「機械設備分野」などの担当区分けを2社で行う必要はなく、設計JVとして全分野を責任をもって行うとの体制でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	14	2	(5)	オ	③	a. 実績	実績において、格納庫もしくは、「延床2000㎡以上の特定建設物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)」の実績と記載がありますが、「用途(一)、(三)、(四)、(五)の、それぞれすべての実績を有すること」との理解ではなく、「用途(一)、(三)、(四)、(五)のなかで、いずれかの用途に該当する実績を有すること」との理解でよいでしょうか。4つそれぞれの用途に関する実績を明示する必要はないと理解しています。	ご理解のとおりです。
30	14	2	(5)	カ	③	b. 実績	実績において、格納庫もしくは、「延床2000㎡以上の特定建設物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)」の実績と記載がありますが、「用途(一)、(三)、(四)、(五)の、それぞれすべての実績を有すること」との理解ではなく、「用途(一)、(三)、(四)、(五)のなかで、いずれかの用途に該当する実績を有すること」との理解でよいでしょうか。4つそれぞれの用途に関する実績を明示する必要はないと理解しています。	ご理解のとおりです。
31	14	2	(5)	キ	③	a. 実績	実績において、格納庫もしくは、「延床2000㎡以上の特定建設物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)」の実績と記載がありますが、「用途(一)、(三)、(四)、(五)の、それぞれすべての実績を有すること」との理解ではなく、「用途(一)、(三)、(四)、(五)のなかで、いずれかの用途に該当する実績を有すること」との理解でよいでしょうか。4つそれぞれの用途に関する実績を明示する必要はないと理解しています。	ご理解のとおりです。
32	14	2	(5)	ク	③	a. 実績	実績において、格納庫もしくは、「延床2000㎡以上の特定建設物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)」の実績と記載がありますが、「用途(一)、(三)、(四)、(五)の、それぞれすべての実績を有すること」との理解ではなく、「用途(一)、(三)、(四)、(五)のなかで、いずれかの用途に該当する実績を有すること」との理解でよいでしょうか。4つそれぞれの用途に関する実績を明示する必要はないと理解しています。	ご理解のとおりです。
33	15	2	(5)	ク	②	回転翼格納庫・船艇用品庫の維持管理企業の参加資格要件	「維持管理・運営業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること」とありますが、具体的には何になりますか、「実施方針等(案)に関する質問への回答のNo123」では、別添資料5-2に記載してある「必要な資格」となっておりましたが、この場合も同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、有資格者の配置については事業者の提案とします。 関係法令を遵守し、要求水準を満たすために必要な有資格者を適切に配置してください。
34	15	2	(5)	ク	②	回転翼機・船艇用品庫の維持管理企業の参加資格条件	②維持管理・運営業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有することとありますが、具体的に、どの許可、登録、認定などが必要か明示してください。なお、必要な資格において、有資格者が求められる場合は、その有資格者の常駐の要否についても合わせて明示ください。	No. 33の回答を参照してください。
35	15	2	(5)	ク	②	回転翼機格納庫・船舶用品庫の維持管理企業の参加資格要件	新たに回転翼機格納庫・船舶用品庫の維持管理企業の参加資格要件を追加された理由についてご教示ください。格納庫の維持管理について、清掃等は海上保安庁様で実施される等、通常の建物維持管理業務より業務が限定されており、民間のノウハウを発揮しづらい一側面もあります。格納庫の維持管理企業にどのような期待値があるか合わせてご教示ください。	前段については、新たに追加したのではなく、実施方針(案)時点で「維持管理・運営企業」としていたものを、維持管理と運営に分割しています。 後段については、別添資料5-5に記載のとおり定期点検及び保守業務を実施されることを期待しています。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
36	16	2	(5)	ケ	③	給油施設の運営企業の参加資格要件	実施方針（案）では「特定屋外タンク貯蔵所の維持管理実績」となっていたものが、「準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所の維持管理・運営実績」となっています。新たに運営実績を入れておられます。説明会でもこの部分は特段変更箇所としての説明もなかったと記憶しております。内容的には前回の記載通り、維持管理実績があれば、資格要件は満たしていると解釈してよろしいでしょうか。また、違うのであれば、「運営実績」は具体的には、何をもちて証明できるということになりますでしょうか。	維持管理実績だけでなく、運営実績についても必要な資格要件となります。運営実績を証明する書類としては、運営業務委託契約書、消防局等に提出した書類等を想定しています。
37	16	2	(5)	ケ	③	給油施設の運営企業の参加資格要件	維持管理実績について、実施方針案（等）に関する質問への回答書（実施方針案）-13頁 No.127で、タンク施工会社などがメーカー点検などで実施する点検実績でも認められるとの回答がありました。これは、危険物の取扱に関する業務以外、すなわち、実施方針p5.（1）カ（ロ）②における「d.給油施設保守管理業務（タンクの開放点検を含む）」に限定した解釈との理解でよろしいか確認をお願いします。	ご理解のとおりです。
38	16	2	(6)	ア	－	審査委員会	審査委員における有識者については入札説明書で明示があるとのことですが、海上保安庁職員から選抜される審査委員については、入札説明書で明示がないのでしょうか。	入札説明書に示します。
39	16	2	(6)	ア	－	審査委員会	審査委員における有識者については入札説明書で明示があるとのことですが、海上保安庁職員から選抜される審査委員と有識者の委員との人数バランスについても入札説明書で明示されないのでしょうか。（例）「有識者●人、海上保安庁職員■人の審査委員会」	入札説明書に示します。
40	16	2	(6)	イ.	(ロ)	入札価格	「海上保安庁は、民間事業者から提出された入札提出書類の入札価格が、海上保安庁の設定する予定価格の範囲内か確認を行う。」とありますが、令和3年10月8日に公表された回答書（参考資料 回答No15）では、海上保安庁においては、本事業で建築物または設備が建設される用地で、土質調査のためのボーリングを実施しないとの回答がありました。この場合、入札の公平性の観点から、海上保安庁の予定価格の算定にあたり前提となる地盤条件、及び入札参加者すべてが本入札における施設整備費算定にあたって前提条件とすべき地盤条件は、「鹿児島港巡視船基地給油施設基本計画策定業務 報告書」第2章 2.1.3土質条件に示される条件と考えてよいでしょうか。	参考資料2-5-1～2-5-8の地質断面図及びボーリング柱状図から地質条件を想定して下さい。
41	16	2	(6)	イ.	(ロ)	入札価格	令和3年10月8日に公表された回答書（参考資料回答No15）では、海上保安庁においては、本事業で建築物または設備が建設される用地で、土質調査のためのボーリングを実施しないとの回答がありました。一方、要求水準書5ページ「3 土地に関する事項（1）特定事業に係る土地の無償貸与・b.土質地盤調査等について」では、「本事業計画地における土質地盤調査結果等は【参考資料 2-5-1～2-5-8】を参照のこと。」と記載されています。本事業で建築物または設備が建設される用地におけるデータでないため、入札の公平性の観点から、事業契約締結後に事業者が行う土質調査の結果と、左記の条件が異なる場合、それに起因して事業者が発生する追加費用は、海上保安庁の負担という理解でよいでしょうか。	公表している土質地盤調査結果等はあくまでも参考資料として示したものです。ただし、土質調査によって追加費用が発生した場合は協議の上、海上保安庁が負担することとします。
42	16	2	(7)	イ	－	特別目的会社の設立に伴う契約手続き	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、建設期間中に代表企業を担ってきた筆頭株主の会社が、いずれかの方法で維持管理・運営期間中に筆頭株主でなくなった場合でも、代表企業としての役割を事業者のなかで継続して担うことは可能でしょうか。それとも、筆頭株主の変更に伴って、代表企業の役割も、筆頭株主となった構成員が担うように必然的に変更される必要がありますか。	SPCのガバナンスが明確に示されることを前提として、事業者の提案によるものとします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
43	16	2	(7)	イ	—	特別目的会社の設立に伴う契約手続き	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、建設期間中に代表企業を担ってきた筆頭株主の会社が、いずれかの方法で維持管理・運営期間中に筆頭株主ではなくなった場合でも、代表企業としての役割を事業者のなかで継続して担うことは可能でしょうか。それとも、筆頭株主の変更に伴って、代表企業の役割も、筆頭株主となった構成員が担うように必然的に変更される必要がありますか。	No. 42の回答を参照してください。
44	16	2	(7)	イ	—	特別目的会社の設立に伴う契約手続き	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。」とありますが、出資比率が同率の筆頭株主が2社の体制は認められますか。 (ex)A社35%、B社35%、C社12%、D社10%、E社8%	認められません。代表企業は、1社として下さい。
45	17	2	(7)	イ	—	契約に関する基本的な考え方	「建設業務を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとありますが、建設業務を行う全ての企業にSPCへの出資が求められるのでしょうか。建設業務を行う企業は協力企業としての参画は認められないのでしょうか。	前段については、出資を求めているのは構成員のみです。後段については、協力企業としての建設企業を否定するものではありません。
46	18	3	(1)	—	—	事業者の責任の明確化に関する事項	公表された実施方針（案）等に関する質問への回答書（実施方針No.140）にて、火災保険、第三者賠償責任保険等を想定しているとの回答でしたが、その中には、油濁賠償責任保険も含まれているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	17	3	(1)	ア	—	事業者の責任の明確化に関する事項	リスク分担の考え方では、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」とありますが、要求水準書77頁に、屋外貯蔵タンクへの受入量は、1,000～2,000 KL程度とあります。1基2,000 KLの貯蔵タンクを想定しますと、2つの貯蔵タンクに分けて受入業務を行う事となり、オーバーフローのリスクが生じてしまいますので、リスクの無い1基3,000 KLの貯蔵タンクが有効であると思いますが、3,000 KL 2基での想定は問題ないでしょうか。	貯蔵タンクの容量及び基数は事業者の提案によるものとします。
48	18	3	(2)	ア	(ハ)	履行保証保険	履行保証保険への加入は格納庫、給油施設それぞれで施工者が異なる場合、それぞれの施工者が保険に加入することでも可能でしょうか。	可能です。
49	19	3	(2)	イ.	(ロ)		「要求水準書に添付の業績等の監視及び改善要求措置要領（資料-5）によるもの」とありますが、当該書類がありませんので、開示願います	令和3年10月18日に海上保安庁ホームページにて公表済みです。
50	19	3	(2)	イ	(ハ)	⑤	維持管理・運営期間が終了した後も、維持管理・運営対価の最終支払いを令和26年4月以降に迎えるとの認識から、令和26年度においても事業者としての特別目的会社を存続させることを想定しておりますが、この事業期間が終了した令和26年度についての財務状況については、公認会計士又は監査法人によって監査をして、海上保安庁に報告する義務はないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	19	3	(2)	イ	(ニ)	改善要求、支払いの減額等	施設整備業務の改善が実施されない場合、施設整備費の減額が行われる点は責任分担の観点から理解できますが、係る維持管理・運営費またはその他の費用もあわせて減額が可能であるという点は、維持管理・運営でコントロールできないリスクになることから、PFIの基本的概念に照らし合わせて見直しをお願いしたくご検討ください。	施設整備業務の改善が実施されない場合、それに応じて維持管理業務の内容が変更される等し、その結果事業者が提案したサービス対価が減額される場合等を想定しています。
52	20	4	(1)	—	—	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	今回の施設の配置イメージが、別添資料2にあります。先日の説明会でも、現在ケーソンが仮置きしてある場所より岸壁側から見て左側のイメージとの説明が（大坪様）からございましたが、青塗りの部分の下には幅約1m深さ約1.5m以上の側溝があると同時に、工事車両侵入口の延長線にも重なっているように見えますが、堤防に近いことも考慮して、もう少し敷地内（西側）へ配置してもよろしいでしょうか。	可能です。 別添資料2は、施設配置のイメージとして概ねの位置を示したものです。施設の配置は事業者の提案によるものとします。
53	20	4	(1)	—	—	立地に関する事項	「通信」の欄が、「なし」などではなく、空欄である理由はなぜでしょうか。	記載漏れです。 正しくは、「通信事業者により引込（船艇用品庫）」

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
54	20	4	(3)	—	(ロ)	本施設の概要について	「諸室面積は、設計において、要求水準（面積を除く。）を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。」とありますが、この「合理的利用に基づく提案」とは、入札説明書(案)P-2の3.(6)②「今後のスケジュール」におけるいつの段階で、事業者から海上保安庁に協議できるとされるのでしょうか。	令和4年3月に実施予定の個別説明会（提案書作成説明会）にて協議を行うことが可能です。
55	21	4	(3)	—	(ロ)	本施設の概要	「海上保安庁と計画案の協議が整った場合」とありますが、事業提案書説明会時に協議が実施される理解でよろしいでしょうか。質疑に対する正式な回答を頂くまでの期間に鑑みますと、遅くとも3月上旬に開催しないと入札価格の算定、提案書への反映が間に合わないと考えております。	No. 54の回答を参照してください。
56	20	4	(3)	—	(ロ)	本施設の概要について	「諸室面積は、設計において、要求水準（面積を除く。）を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。」とありますが、この「合理的利用に基づく提案」とは、他の応札事業者には非公開のうえで提案させていただけるのでしょうか。応札事業者の創意工夫に基づく内容で、コンペの採点優劣を決める内容であり、非公開とされることが望ましいと考えております。	ご理解のとおりです。
57	20	4	(3)	—	(ロ)	本施設の概要について	「諸室面積は、設計において、要求水準（面積を除く。）を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。」とありますが、この「合理的利用に基づく提案」とは、入札説明書(案)P-2の3.(6)②「今後のスケジュール」における「令和4年5月下旬」の総合評価審査確認書類の提案書で、事業者からご提案させていただくことも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。提出された入札書及び提案書等の書類は変更不可となりますので、契約後に協議をして下さい。
58	21	4	(3)	—	—	延べ床面積	「(イ) 本施設の延床面積は、「給油施設監視棟」、「回転翼機格納庫棟」、「船艇用品庫棟」に示す最大面積の合計の95%以上100%以下とする。」となっていますが、一方各棟の機械室・電気室・自家発電機室は集約して配置することも可能 となっています。機械関係諸室を集約して配置した時の各棟の最大面積はどのように扱うかご教示願います。	機械関係諸室を集約して配置した場合も最大面積は実施方針に記載のとおりです。
59	21	4	(3)	—	—	延べ床面積	上記のように機械関係諸室を集約した合理的な計画をした場合に各棟の諸室の要求面積と仕様水準を満たした上で最大面積の合計が要求面積の95%以下となる場合も想定されますが、その場合の扱いはどのようになるかご教示願います。	施設面積は実施方針に記載の最大面積の95%～100%の範囲で提案してください。
60	21	4	(3)	—	—	本施設の概要について（留意点）	機械室、電気室、自家発電機室を1ヶ所に集約して配置する場合は、最大面積を超える施設があっても延床面積が最大面積の合計以下であればよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	21	4	(3)	—	—	本施設の概要について（留意点）	駐輪場（屋根付き）の床面積は、最大面積の合計以下とするべき延床面積に含まれるでしょうか。	含まれます。
62	21	4	(3)	ア.	(ロ)	給油施設監視棟	給油施設用ポンプ室、給油施設用消火ポンプ室は別棟にすることは可能でしょうか。	不可とします。 合理的で機能的とは、給油施設監視棟の中で配置を示すものです。
63	22	4	(3)	ア.	(ロ)	給油施設監視棟《n棟》	n10給油施設用ポンプ室、n12航空機燃料ポンプ室は、危険物の取扱いに係るものとして、別棟で計画しても宜しいでしょうか。	No. 62の回答を参照してください。
64	22	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	給油施設監視棟の諸室の内、タンク室やポンプ室は、基本計画書にも記載のように別棟として計画するほうが合理的な場合もあると思いますが、監視室関係諸室とは別棟として計画しても良いでしょうか。	No. 62の回答を参照してください。
65	21	4	(3)	ア.	(ロ)	給油施設監視棟	航空機燃料ポンプ室、航空機燃料ハイドラントは別棟もしくは給油施設監視棟以外の棟に包含することは可能でしょうか。	航空機燃料ポンプ室は、別棟での提案を不可とします。また、給油施設監視棟以外の棟に含めることも出来ません。 ハイドラントは、別添資料4-1-2主要諸室の性能特記事項を条件として下さい。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
66	22	4	(3)	ア.	(ロ)	給油施設監視棟《n棟》	n13航空機燃料ハイドラントは面積が記入されていませんが、これは「人が内部に入って作業しない施設として計画するため建築物には該当せず床面積は発生しない」とのお考えと認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	22	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	n 1 4にて油施施設維持管理業務者1台分のスペースとありますが、参考資料第9章「給油、保安体制」の9. 2では車両2台となっていますが、1台分でもよろしいでしょうか。2船同時給油を想定すると2台必要と思われるのですが、いかがでしょうか。	車両台数は、最大面積の範囲内で事業者の提案によるものとします。
68	22	4	(3)	ア	(ロ)	n13	航空機燃料ハイドラントは貯蔵タンクが地下タンクではない時は地上化は可能でしょうか？	事業者の提案によるものとします。
69	23	4	(3)	イ.	(イ)	回転翼機格納庫棟《k棟》	k21高所降下訓練スペースの「大型扉戸袋裏」とは、具体的にはどのような位置関係をご想定でしょうか。図示等でご教示下さい。	戸袋裏は例示で示したものです。高所降下訓練スペースの配置は事業者の提案によるものとします。
70	23	4	(3)	イ	—	回転翼機格納庫棟	K21として高所降下訓練スペースが新設されておりますが、訓練装置等を固定する玉掛リング金物の能力等の指定はありますか。	最低200kg以上の重量を安全に吊り下げる訓練が可能となるよう設計するものとします。
71	23	4	(3)	イ.	(ロ)	駐機場（エプロン）	回転翼機格納庫の前面（北側）とありますが、配置計画によっては別の方位でもよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	23	4	(3)	イ	(ロ)	駐機場（エプロン）	面積（m2）に4,650との記載があるが、離発着スペース及び待機スペースと誘導路等の合計面積と考えてよいでしょうか。また、最大面積の表記がないが、参考面積と捉え、機能を満たせば面積は条件にならないと考えてよいでしょうか。ご教示願います。	添付資料4-1-2の記載事項を訂正します。 ＜当初＞離発着スペースと待機スペースの間には50m以上の距離を確保する。 ＜変更後＞離発着スペースと待機スペースの間は面積4650㎡程度の駐機場内で可能な限り距離を確保する。
73	23	4	(3)	ウ	—	船舶用品庫棟	「事案発生時に海上保安部の機能が失われた場合」とありますが、海上保安部の機能の復旧についてはどのように考えてたらよろしいでしょうか。検査対応室はあくまで災害活動拠点のみの利用として理解したらよろしいでしょうか。	前段については、海上保安部の機能の復旧については事業範囲には含まれません。 後段については、通常時は、航空機の検査等で必要な諸室として使用します。
74	23	4	(4)	ウ	—	船舶用品庫棟 通信機械室	通信機械室について「エプロンが見える位置に配置」となっていますが、北側外壁に面し部屋から直接エプロンが見える窓の設置等が必要でしょうか。ご教示願います。	配置計画は事業者の提案によるものとするため、必ずしも北側である必要はありませんが、部屋から直接エプロンが見える窓を設置してください。
75	23	4	(5)	ウ	—	船舶用品庫棟 災害活動拠点	「s7（船艇職員待機室）～s10（検査対応室2）についてはパーテーション等の稼働の間仕切りを配置」となっていますが、稼働（可動？）間仕切りとは何を想定していますか。また、「各室の間仕切り壁については、パーテーション（防音タイプ）間仕切り等を採用すること。」となっていますが、前段の稼働（可動？）間仕切りとパーテーション（防音タイプ）間仕切り等との違いは何でしょうか、ご教示願います。	パーテーション間仕切りと可動間仕切りは同じものを意味しています。 可動式間仕切りで統一します。
76	24	4	(3)	ウ.	—	船艇用品庫棟《s棟》	湯沸室、トイレの面積は、各階ごとの面積、全階合計面積のいずれでしょうか。	表中は合計面積を示しています。
77	24	4	(3)	ウ	—	s19書庫	永年保管文書等を保管する室とのことですが、該当書類を保管する什器は、施錠可能な什器の手配を貴庁で行い、施錠管理は貴庁で実施するとの理解で間違いないでしょうか。	別添資料4-1-2「主要諸室の性能特記事項」に記載のとおり、什器等の設置については、本事業の範囲となります。施錠は部屋の出入口のみです。
78	24	4	(4)	—	—	配置計画の条件	「下記条件により合築又は併設させ、一体の建物として整備することも可能とする。」とありますが、下記条件とは何を指すのかご教示願います。	「下記条件により」は誤記です。示す条件はありません。
79	24	4	(4)	—	—	配置計画の条件	「但し、給油施設監視棟は、単独棟とする。」とは、給油施設棟は他の棟と合築又は併設不可で、あくまで別棟として計画すると考えでよいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
80	25	6	(2)	ア	(イ)	本事業の継続が困難となった場合の措置	貴庁は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出と実施を求めるとのことですが、改善書提出と復旧のそれぞれにおいての一定期間について具体的に明示ください。また、再改善勧告についても同様に対応期間をお示しください。	発生した事象に応じ、協議の上その時点で設定します。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
81	25	6	(2)	イ	(ロ)	本事業の継続が困難となった場合の措置	海上保安庁の事由により本事業の継続が困難となり、事業契約が解除された場合、事業者が生じた増加費用だけでなく、損害（逸失利益を含む。）についても海上保安庁において負担していただけますでしょうか。	逸失利益は負担しません。
82	25	6	(2)	ウ	(イ)	その他の事由により本事業の継続が困難になった場合	土地所有者による都合で本事業の継続が困難になった場合のリスクは事業者が追うのではない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	29	別添資料2				施設配置イメージ	給油施設を西側、回転翼機格納庫・駐機場（エプロン）・船艇用品庫を東側に配置するイメージが提示されていますが、これは参考として示す内容であり、これとは異なる施設配置の提案を行ってもよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	29	別添資料2				施設配置イメージ	施設配置イメージには給油監視棟の設置位置（名称）が明記されていないが、給油施設範囲に単独棟として計画すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、No. 83の回答を参照してください。
85	29	別添資料2				施設配置イメージ	全体配置図に示された施設範囲（赤色：給油施設、青色：格納庫＋用品庫）に施設を計画する条件でしょうか。また、その場合の範囲寸法をご提示願います。	No. 83、84の回答を参照してください。
86	29	別添資料2				施設配置イメージ	巡視船岸壁Eと記載変更されましたが、巡視船岸壁A、B、C、Dが、管内の別の場所にあるとの理解でよいでしょうか。	ありません。
87	30	別添資料3		1	(5)	法令変更リスク	本事業に直接関係するか否かの判断基準についてご教示ください。仮に直接関係ない場合でも、新規立法等により本事業に多大な影響を及ぼす場合は協議頂ける理解でよろしいでしょうか。	前段については、協議を経て判断します。 後段については、必要に応じて協議を行います。
88	30	別添資料3		1	(6)	税制度変更リスク	法人税率の変更はSPCの経営に大きく影響します。事業期間中に税率が引き上げられた場合を十分に想定し、予備費を計上しておく必要があるということでしょうか。法人税率が引き上げられた場合は協議頂ける方が効率的な収支計画を策定できると考えます。	基本的には実施方針に記載のとおりとしますが、必要に応じて協議を行うこととします。
89	32	別添資料3		④		盗難・遺失・紛失等のリスクについて	SPC職員の立ち入りが許されておらず、貴庁が実質的に運用を行う回転翼機格納庫・駐機場・船艇用品庫棟における盗難・遺失・紛失等のリスクについては、貴庁に属するとの理解でよろしいでしょうか。また、それ以外のSPC職員が管理する給油施設監視棟は事業者側にリスクが帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務を行う場合は、SPC職員が立入実施しますが、事業者の責めに帰すべき事由によるリスクは、事業者に属するものです。
90	32	別添資料3		④	(3)	情報流出リスク	運営・維持管理期間中において、事業者の責めとなる流出してはいけない情報の明示をお願いします。合わせて、現場における秘密性・秘匿性の区分と管理レベルについて貴庁の分類を明示ください。	事業者の責めにより本業務で知り得た情報が流出した場合は、すべて事業者がリスクを負担することとします。 後段については回答を差し控えます。
91	32	別添資料3		④	(5)	施設・設備劣化リスク	事業者が適切な維持管理（修繕を含む）を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷を事業者が負担するとありますが、維持管理期間が終了する令和26年3月31日を終えた以降に発見される事象については、対象外との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 ただし、別添資料5-1に示す修繕業務の考え方により、本施設の機能の要求水準を維持するように修繕業務を行う必要があり、施設の引き渡しにおいても要求水準で求める性能を確保している必要があります。 施設引渡し後1年程度は大規模な修繕等を必要としない状態での引き渡しを求めます。詳細は、入札公告時に明記することとします。
92	32	別添資料3		④	(8)	事故リスク	事業者が行う業務に関する事故等については、事業者が責を負うとのことですが、①JET A-1のタンクへの搬入作業、②JET A-1燃料の給油および搬出（回転翼機への給油、油の移動等の作業）は、貴庁の業者もしくは職員の業務範囲にあたり、SPC業務の対象外であるとの理解で間違いありませんでしょうか。また、それに伴う事故のリスクも貴庁にて負担するとの理解で間違いありませんでしょうか。なお、③緊急時/災害時の貴庁支援業務の事故リスクについては、SPCでは貴庁職員の指示を受けて業務に従事する観点から事業者側でのリスク負担が適切でないと考えますので、対象外への変更ご検討をお願いします。	①JET-A1燃料の受入作業は本事業の範囲となります。 ②については、ご理解のとおりです。 ③については、実施方針に記載のとおりとします。

2. 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	1	1	5	—	(1)	適用基準等	入札から事業契約締結までの間に適用基準等の改定があった場合、事業契約書（案）を変更し、適用基準等の改定に適用した事業契約を締結することですが（要求水準（案）質問No.4）、落札者の入札額算定の前提条件と異なることにより費用の増減がある場合、入札額を増減変更した金額で事業契約を締結して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	入札書提出から事業契約締結までの間に適用基準等の改定があった場合は、事業契約締結後に協議の上、変更することとなります。
2	1	1	5	—	—	適用基準等	令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』と、「令和3年11月26日（金）（予定）」に公表される回答書の回答内容のいずれも、令和4年1月17日に公告される予定の本事業に影響を与えるため、本項目の、「適用基準等」に、これらの回答内容も適用基準とされる旨が記載されるものと理解していますが、いかがでしょうか。	入札公告以降に公表する一切の資料が正式に本事業に影響を与える資料となります。
3	4	2	5	1	(2)	計画対象面積	【参考資料2-2-1】水色枠部分参照 とありますが、岸壁Eについては幅約49mの内、西側20m程度が水色枠内となっております。水色枠外の東側約29mの範囲内に配管等を敷設することは可能でしょうか。又、可能な場合利用条件等はございますでしょうか。	水色枠外の東側29mの範囲に配管等を敷設することは可能です。利用条件については、提案作成説明会時に示します。
4	4	2	5	1	(2)	計画対象面積	【参考資料2-2-1】水色枠部分参照 とありますが、岸壁Eについては幅約49mの内、西側20m程度のみが水色枠内となっております。水色枠外の東側約29mの範囲について、海上保安庁殿職員の利用・通行はございますか。又、利用する場合はその用途をご教示願います。	水色枠外の東側29mの範囲に海上保安庁職員の利用・通行はございませんが、敷地所有者が係留施設の維持管理等のため、点検業務を実施いたしますので、通行ルートを確保する必要があります。
5	5	2	5	3	(1)	c. 埋設物等について	既設埋設雨水配管は機能が維持されれば、今回工事で迂回させてもよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	7	3	1	2	⑨⑩	事業者に関する事項	「⑨選定された入札参加者の構成員が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有していること」「⑩選定された入札参加者の構成員以外の株主による、・・・」の記載は、実施方針のP11（5）入札参加者の参加資格の要件/ア入札参加者の構成員等（ロ）①に記載されている「事業者の株主は構成員であることとし、構成員以外の出資は認めない。」との記載と整合していないと思われまが。	ご理解のとおり、⑨、⑩は誤記ですので入札公告時に訂正します。
7	7	3	1	2	⑨	事業者に関する事項	入札参加者の構成員以外は出資者になれないため、本件では⑨の記載は不要との理解ですがいかがでしょうか。	No.6の回答を参照してください。
8	7	3	1	2	⑩	事業者に関する事項	入札参加者の構成員以外は出資者になれないため、本件では⑩の記載は不要との理解ですがいかがでしょうか。	No.6の回答を参照してください。
9	7	3	1	4	①	統括代理人及び統括代理人直属のスタッフ	令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』で、2要求水準書(案)に関するNo21にて、統括代理人及び統括代理人直属のスタッフについては、「最低限の職員を現地に常駐させてください。」と回答がありましたが、統括代理人か直属のスタッフのいずれかが最低限常駐していれば足りるとの理解でよいでしょうか。「統括代理人」1名を、月曜から土曜日の、業務対応が求められる開庁時間すべて常に敷地内に常駐させることとなると、労働基準法36条に規定のある「月45時間/年360時間」の時間外労働時間を守ることができないためです。	ご理解のとおりです。
10	8	3	1	4	⑤	海上保安庁との連絡窓口	総括代理人又は統括代理人のスタッフは、海上保安庁との連絡窓口となることですが、海上保安庁側の連絡窓口となる部署・住所をご教示ください。	事業契約締結後にお知らせします。
11	7	3	2	7	②	計算書類等	中間計算書類の提出期日は概ね1か月程度とございますが、変動的経費の算定に時間を要す可能性も考えられますので、2か月程度としていただけますでしょうか。	概ね1か月程度で提出してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
12	11	4	1	(1)	a	給油施設	巡視船の乾舷標高については、【参考資料4-1-1】にデータが開示されておりますが、海上保安庁の船艇の給油口の位置、ユニック等の有無の情報についてご教示頂ければと思います。	提案作成説明会において示します。
13	11	4	1	(1)	a	給油施設	貯蔵タンク（JET-A1）については給油流量が示されておりますが、屋外タンク（A重油）の基本条件には給油流量が示されておられません。6000t級の船への給油に必要な一般的な能力があれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書47ページの第4章第5節2(3)(b)を参照下さい。
14	11	4	3	1	(1)	給油施設等	巡視船のホースサイズ・接続規格をご開示願います。	巡視船では給油ホースを所有していません。 接続規格については、提案作成説明会時に示します。
15	11	4	3	1	(1)	a. 給油施設	給油施設の施工に関して、令和3年10月8日に公表された回答書（参考資料回答No3）の回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No.2の回答を参照してください。
16	11	4	3	1	(1)	a. 給油施設	給油施設の施工に関して、令和3年10月8日に公表された回答書（参考資料回答No4）の回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No.2の回答を参照してください。
17	10	4	3	1	—	本施設の構成及び規模	本施設の構成及び規模に関して、令和3年10月8日に公表された回答書（参考資料回答No7）の回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No.2の回答を参照してください。
18	11	4	3	1	(1)	a. 給油施設	油種に関して、令和3年10月8日に公表された回答書（要求水準書案回答No38）の回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No.2の回答を参照してください。
19	11	4	3	1	(1)	a. 給油施設	表の用途・備考欄にて、「法定点検実施時にも給油業務が滞りなく実施できる提案とすること。」とあります。他方で、「鹿児島港巡視船基地給油施設基本計画策定業務 報告書」第3章 3.1タンクケース比較表においては、基数3基のケースで、「開放検査時期に考慮が必要、運用に制限がでる可能性有り」との指摘があるものの、同報告書 第11章 1. 検討結果の要旨では、タンク容量・基数について、「特定タンク規制の開放周期13年毎に内部点検を行うが、開放期間中も2基が稼働可能状態であれば、運用できる」と結論が述べられています。これらのことから、「法定点検実施時にも給油業務が滞りなく実施できる提案とすること。」との条件に対しては、開放期間中に2基以上を稼働可能な状態とすることが必須条件と理解できますが、そのような理解でよいかご教示ください。	参考資料2-1はあくまで参考として提供しているもので、本事業の条件等を示すものではありません。よって、法定点検実施時に給油業務が滞りなく実施できる条件として「2基以上が稼働可能な状態とすること」を求めたものではありません。
20	11	4	3	1	(1)a	給油施設	当該施設は保税対応不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	11	4	3	1	(1)a	貯蔵タンク（JET-A1燃料）	地上型でも良いとのご説明がありましたが設置場所は屋外との認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
22	11	4	3	1	(1)a	屋外貯蔵タンク（A重油）の基本条件 貯蔵タンク（JET-A1燃料）の基本条件	【参考】との記載がありますがこちらの条件の取扱いはどの様に考えればよろしいでしょうか。	これらは、基本計画策定時の条件のため、【参考】の表示をしています。基本的には当該基本条件に則って提案を行ってください。
23	11	4	3	1	(1)a	水平震度、鉛直震度、応答倍率	容量別に記載が有りますが、消防法に則り事業者にて決定したタンク仕様により算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	11	4	3	1	(1)a	地震動 補正係数 j	消防法に則り補正係数jを定めるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	11	4	3	1	(1)a	給油量等	年間の最大給油量をご教授願います。	年間最大給油量は、36,000kℓとします。
26	12	4	3	1) (諸室に関する事項	給油施設監視棟において、給油施設用ポンプ室、給油施設用消火ポンプ室、航空機燃料ポンプ室等の諸室が、屋外貯蔵タンク周辺に設置したほうが合理的と判断される場合には、別棟として計画してよいでしょうか。	実施方針No.62の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
27	12	4	3	1	(1)b	給油施設監視棟	各諸室内、給油施設用消火タンク室、給油施設用ポンプ室、給油施設用消火ポンプ室、航空機燃料ポンプ室は他室への騒音、その他合理性を考慮し別棟とすることも可能でしょうか。	実施方針No. 62の回答を参照してください。
28	12	4	3	1	(1)b	給油施設監視棟	ポンプ室等は屋外設置又は屋根及び柱のみの構造としてもよろしいでしょうか。	ポンプ室は、壁を有する「室」として設置することとします。併せて、実施方針No. 62の回答をご参照ください。
29	15	4	3	1	(3)	船艇用品庫棟	船艇用品庫において、油脂庫1, 2, 3が、危険物倉庫に該当する場合、別棟として計画してよいでしょうか。	油脂庫は船艇用品庫内に計画することとします。
30	16	4	3	3	—	配置計画の条件	令和3年10月8日公表の要求水準書(案)に対する質問回答No. 176、113を訂正し、合築が可能なのは回転翼機格納庫棟と船艇用品庫棟のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	16	4	3	3	—	配置計画の条件	給油施設監視棟は、回転翼機格納庫棟と船艇用品庫棟との各建物と併設が可能であり、また、回転翼機格納庫棟と船艇用品庫棟を合築する場合でも、同様に併設が可能という理解でよろしいでしょうか。	給油施設監視棟は、単体で別棟として提案してください。回転翼機格納庫及び船艇用品庫は合築又は併設での提案が可能です。
32	18	2	(3)	a	—	CASBEEランクについて	CASBEE評価がB+になるように計画するところがあるが、上位であるSランク、Aランク基準となる場合はどのような評価となりますか。また、制約が発生し万が一B+以下となってしまった場合はどのような扱いとなるのか。	前段については、評価基準に則り、適切に評価します。後段については、B+に満たない場合は、要求水準を満たしていないと判断します。
33	21	4	4	3	(1)	a. 耐震 エ電力の確保	官庁施設の総合耐震・津波計画基準においても被災後の電力供給の確保の基準日数の記載がありません。現状の想定をご指示いただけないでしょうか。	要求水準書P40 d. 発電設備記載のとおりとして下さい。 連続運転可能可能時間 168時間程度 燃料備蓄量 72時間程度
34	21	4	4	3	(1)	a. 耐震 オ給水機能の確保	非常電源については想定必要日数の記載がありません。現状の想定をご指示いただけないでしょうか。	第4章 第5節 2 d. 発電設備 (a) に同じとします。
35	21	4	4	3	(1)	a. 耐震 ④本施設敷地に関する耐震性能	耐震性能を確保するために、「本施設敷地内、災害応急対策活動に必要な部分は、大地震動時の液状化の発生そのものを防止する対策を講じること。」とされ、「液状化に対する対策は次の条件を満たすこと。」として「ア. 各種ライフラインの機能が確保されていること。」と記載されています。令和3年10月8日に公表された回答書(参考資料回答No45)では、各種ライフラインには給油施設等の配管基礎も含まれるとの回答がありました。これらのことから、「液状化の発生そのものを防止」するためには、当該地盤の改良が必要との結論が導かれます。消防法では配管基礎の液状化対策は求められていませんが、本事業においては、配管基礎の地盤改良による液状化対策が必要と判断されていると理解してよいかご教示ください。また、鹿児島市消防局との事前協議により、配管基礎に対する液状化対策(地盤改良を含む)は不要となった場合、鹿児島市消防局の判断に従ってよいかご教示ください。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、消防局で不要となった場合でも要求水準書で指定する条件を満たしてください。
36	21	4	4	3	(1)	a. 耐震 ④本施設敷地に関する耐震性能	令和3年10月8日に公表された回答書(要求水準書案回答No46)において、災害応急対策活動に必要な部分として、給油施設監視棟が含まれていませんでしたが、除外されるという理解でよろしいでしょうか。	別添資料4-1-1「各室性能表」の「活動拠点」をご参照下さい。
37	21	4	4	3	(1)	a. 耐震 ④本施設敷地に関する耐震性能	本施設敷地に関する耐震性能に関して、令和3年10月8日に公表された回答書(要求水準書案回答No45)の回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No. 2の回答を参照してください。
38	22	4	4	3	(1)	c. 対浸水 【技術的事項】 (a)	「浸水の原因となる水害のうち、高潮による水害について、【別添資料4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する」とあり、別添資料4-4-4では、「1. 高潮による浸水想定 大潮時の台風通過による高潮を想定。」と記載されています。令和3年10月8日に公表された回答書(要求水準書案回答No48)において、「最大高潮偏差は、2.5mです。」との回答がありましたが、本回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No. 2の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
39	22	4	4	3	(1)	c. 対浸水 イ. (エ) 漂流物の衝突	高潮時の漂流物による構造耐力上主要な部分が破壊を生じないことと記載がありますが衝突についてはどのようなものが想定されますか。	漂流している流木等の衝突が想定されます。
40	23	4	4	3	(1)	d. 対津波 【技術的事項】 (a)	「津波による最高の水位等は、【別添資料4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する」とあり、別添資料4-4-4では、2. 津波による浸水想定「災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」は、「鹿児島県沿岸における津波浸水想定（鹿児島県平成26年12月）」における「津波浸水予測図（「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面）」によるものとし、津波による最高の水位等は最大値を採用すること。」と記載されています。令和3年10月8日に公表された回答書（要求水準書案回答No51）において、最高津波水位はT.P.+3.6mとしてよいとの回答がありましたが、本回答内容は本事業の入札契約において有効と理解してよろしいかご教示ください。	No.2の回答を参照してください。
41	29	4	5	1	(2)	建築物敷地と道路との関係の許可	参考資料2-3-2_船艇用品庫（2019）計画通知書_第三面6.道路で「道路幅員17.5m、敷地と接している部分の長さ13.4m」となっています。接道義務適用除外の許可申請が必要な理由をご教示下さい。	海上保安庁で鹿児島市建築指導課と事前に協議を行う予定ですが、当該協議にて本施設と既設の船艇用品庫が機能・用途上一の施設と認められなかった場合、本施設についても参考資料2-3-2とは別に新たに接道が必要となります。
42	29	4	5	1	(2)	施設計画	実施方針(案)では当該項目に「連坦建築物設計制度の適用」がございましたが、実施方針では削除されたという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	36	4	5	1	(10)	駐車場	駐車場への事業敷地外との出入りをする動線は、参考資料2-3-3のルート①とルート②と同様となりますでしょうか。	海上保安庁へ引渡し後については、ルート②となります。
44	36	4	5	1	(11)	駐輪スペース	自転車30台と記載がありますが、これらのなかで、通勤用以外で、常に見場内で配置される自転車はありますか。	構内移動用の自転車の整備は、現段階では想定しておりません。
45	37	4	5	1	(12)	外構	消防車等緊急車両用通路の幅員10m程度の設定根拠をご教示下さい。また、最低限度の指定はございますでしょうか。	海上保安庁で作成した基本構想を基に10m程度としています。最低限度の指定はありませんが、緊急車両がスムーズに通行できる幅員を確保してください。
46	37	4	5	1	(12)	外構 緊急車両用通路	「(h) 敷地外周及び給油施設区画と回転翼機格納庫・エプロン・船艇用品庫区画の間に消防車等の緊急車両用通路（幅員10m ※側溝、排水施設を含む）程度を計画する。」とありますが、敷地外周とは、施設計画範囲のことでしょうか、位置をご提示願います。	施設計画範囲内において対象施設の外周を指します。
47	37	5	5	1	(12)	外構について	敷地外周及び給油施設区画と回転翼機格納庫・エプロン・船艇用品庫区画の間に、消防車等の緊急車両用通路を計画するとありますが、消火活動の際に必要な清水での消防用水の確保が必要でしょうか？	消防関係法令等に基づき、整備してください。
48	37	4	5	1	(12)	外構	「緑化は鹿児島市緑化地域制度に基づき整備」とありますが、鹿児島市は緑化地域の指定が無いようです。緑化基準について、ご指示をお願いします。	「緑化は鹿児島市緑化地域制度に基づき整備し、」は誤記ですので、入札公告時に訂正します。
49	37	4	5	1	(12)	外構	d. 雨水排水について、「敷地内の降雨水は敷地内で収集し適切に処理を行い、敷地外に垂流れないものとする。」とありますが、収集した降雨水は最終的に海に放流すると考えて宜しいでしょうか。またその場合に、放流位置・方法についてご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、d. 雨水排水 (b) のとおりとして下さい。
50	40	4	5	2	(1)	電気設備	前回要求水準書（案）の際に記載のあった「蓄電池設備」が今回の要求水準書にはありませんでしたが、何か意図があつてのことでしょうか。	政府方針に従い太陽光発電の設置が必須となったことから、入札公告時に示す要求水準書に追記します。
51	39	4	5	2	(1)	b. 電力設備・動力設備 (e)	「非常照明器具は、電源別置型とする。」と記載がございます。直流電源装置の項目が削除されているため、電源内蔵型と読み替えて宜しいでしょうか。	電源別置型のため直流電源装置は必要です。
52	40	4	5	2	(1)	b. 電力設備・動力設備 (m)	充電コネクタと記載がございますが、充電ケーブル搭載型でしょうか。スタンドタイプやコンセントタイプなどは、提案で宜しいでしょうか。ご想定がございましたら、ご教示下さい。	事業者の提案によるものとします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
53	40	4	5	2	(1)	b. 電力設備・動力設備 (p)	「給油施設・・・は、電気室から室内の分電盤又は手元開閉器・電源切替盤まで・・・」と記載がございます。 電源切替盤の設置位置は、負荷側の室内ではなく受変電側とすることは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
54	40	4	5	2	(1)	c. 受変電設備 (b)	「電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。」とございますが、電話・通信等の”等”の範囲をご教示下さい。 また、保守点検を通常業務を行いながら記載がございますが、運用的に保守点検の曜日や時間を調整し、負荷の少ない時間帯で行う考えで宜しいでしょうか。	現時点で「等」の範囲は想定していませんので削除します。 後段は、ご理解のとおり、事業者の提案によるものとします。
55	40	4	5	2	(1)	受変電設備	「(b) 高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化し、電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。」とありますが、高圧変圧器から高圧き電盤をまで多重化を行うのは何か意図が有ることでしょうか。	入札公告時に示します。
56	40	4	5	2	(1)	c. 受変電設備 (c)	「電源切替盤を介して電源供給」と記載がございますが、幹線は1系統で考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
57	40	4	5	2	(1)	C. 受変電設備 (d)	令和3年10月8日公表の回答を拝見しましたが、No. 77の質問への後段の回答(変圧器の仕様について)に関して、今回公表の要求水準書上で確認が出来ませんでした。恐縮ですが、仕様に関する記載箇所について改めて御教示願います。	参考資料2-4-4及び2-4-5をご参照下さい。
58	40	4	5	2	(1)	発電設備	前回要求水準書(案)の際に記載のあった「太陽光発電装置」が今回の要求水準書にはありませんでしたが、再生可能エネルギー装置は必須のものではなく提案によるものへ変更になったという理解で宜しかったでしょうか。	提案によるものとしていたところですが、政府方針により太陽光発電装置を設置することとします。
59	40	4	5	2	(1)	d. 発電設備 (a)	スラッジ除去装置の設置目的ですが、発電機の故障防止と認識しておりますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	41	4	5	2	(1)	f. 構内情報通信網設備 (d)	事業者側で設置する通信機器を明確にするため、海上保安庁様にて導入をご検討の機器種別や機器情報をご教示ください。 例：航空無線通信設備の機器	提案作成説明会において示します。
61	42	4	5	2	(1)	i. 拡声設備 (f)	緊急地震速報についてですが、「一般向け」と「高度利用者向け」の2種類ございますが、ご想定は「高度利用者向け」でしょうか。 また、「高度利用者向け」の場合、月額の利用料は事業内の想定でしょうか。	緊急地震速報の出力は必要ないことから、入札公告時に修正します。
62	42	4	5	2	(1)	防犯設備	「格納庫及びエプロン全周を監視できるカメラを海上保安庁で設置予定のため、」との記載がありますが、カメラの想定台数などはありますでしょうか。	4台程度(エプロン方向2台、海側1台、山側1台)を設置することを想定しております。
63	42	4	5	2	(1)	m. 火災報知設備・自動閉鎖設備 (a)	総合操作盤の設置についてですが、建物規模を考えますと法的な設置条件は無いかと想定しております。 維持管理面を考慮して総合操作盤を選定されていると考えて宜しいでしょうか。 使い方も含めてご教示下さい。	法的な設置条件はないため、「(総合操作盤)」は削除します。
64	43	4	5	2	(2)	b. 空気調和設備 (g)	(g) 具体的な空調方式(ユニット型空調機、ファンコイルユニット等を使用した中央空調方式とする)の記載がありますが、P44(0)③に記載ある通りに比較検討して方式を提案するというところでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	タンクの基礎・地盤に係る事前調査については、第三者機関と既存土質調査資料を基に調整し実施するものとします。調査の結果、基本設計の基礎工法を変更する必要がある場合には、設計変更の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。土質調査は、設計前に事業者で実施し、その結果を基に調整してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
66	45	4	5	4	(1)	c. 防消火設備	給油施設については、市消防との協議に基づき危険物施設区分を決定し、その区分に対応する消火設備及び配管を設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	45	4	5	2	(2)	g. 排水設備 (a)	(a) 各種排水は、衛生的に合併浄化槽（30人槽程度新設）まで導く設備とする。とありますが、合併浄化槽以降は海へ放流と考えて宜しいでしょうか。その際の放流水質基準をお教えください。	鹿児島市建築主事に事前確認のうえ、設置してください。
68	46	4	5	2	(2)	j. ガス設備 (b)	中圧の使用を検討する。と記載がありますが、敷地周辺のガスインフラ状況をお教えください。	ガス指定は必須とはしませんので、入札公告時に修正します。
69	46	4	5	2	(3)	給油施設関連設備	巡視船岸壁E、棧橋A・Bは、港則法における種別（A岸壁、B岸壁、C1岸壁、C2岸壁、D岸壁）のいずれに相当するかご教示ください。また、荷役許可容量は、港則法で定める「危険物接岸荷役許可容量」に従うという理解でよろしいでしょうか。	岸壁区分はB岸壁に相当する。荷役許可容量はご理解のとおりです。
70	46	4	5	2	(3)a	給油（送油）設備	各設備の取扱所の区分は関係法令に則り計画すればよろしいでしょうか。特別な要求等はございますでしょうか。	ご理解のとおりです。特別な要求はありません。
71	46	4	5	2	(3)a	給油（送油）設備	給油対象となる巡視船のサイズをご教示願います。	提案作成説明会時に示します。
72	46	4	5	2	(3)a	給油（送油）設備	各岸壁・棧橋は着岸予定の巡視船のサイズが決まっているでしょうか。全ての岸壁・棧橋から全てのサイズの巡視船に給油予定でしょうか。	提案作成説明会時に示します。
73	47	4	5	2	(3)	a. 給油（送油）設備 (b) 給油時の流量	令和3年10月8日に公表された回答書（要求水準書（案）回答No100）において、「巡視船2隻への同時給油との事ですが、岸壁及び各棧橋においては同時給油を想定しないとの考え方でよろしいでしょうか。」との質問に、「2隻同時給油を行う岸壁については事業者の提案によるものとします。」との回答がありました。岸壁ではなく、各棧橋においては2隻同時給油の想定は必要でしょうか。	1つの棧橋においての2隻同時給油を想定する必要はありませんが、事業者からの1つの棧橋から2隻同時給油を行う提案を否定するものではありません。
74	47	4	5	2	(3)a	(b) 給油時の流量	1回あたりの最小の想定給油量をご教授ください。	提案作成説明会時に示します。
75	47	4	5	2	(3)a	(e) 給油施設管理方法	①～⑤各項目の対象及び具体的な管理システム方法は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	47	4	5	2	(3)	b. 防消火設備	令和3年10月8日に公表された回答書（要求水準書（案）回答No102及び103）において、鹿児島市消防局との事前協議は任意に行ってよいとの回答がありました。入札参加グループが鹿児島市消防局と協議した内容にて、本事業の入札及び事業提案を行ってよろしいと解釈しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	47	4	5	2	(3)	b 防消火設備	公表された実施方針（案）等に関する質問への回答書（要求水準書No.102）にて、消防局等関係官庁との事前協議可能な時期は特に指定は無いとの事ですが、鹿児島海上保安部、第十管区海上保安本部、鹿児島県関連部署、谷山地区油槽所（油吸着材）への事前協議も特に指定は無いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、第十管区海上保安本部警備救難部環境防災課 港則法に関する事項は、鹿児島海上保安部交通課へお問い合わせ下さい。
78	48	4	5	2	(3)	c. 海上防災設備等	オイルフェンスの展張等の海上防災設備等の設置については、鹿児島港における港則法の運用を司る鹿児島海上保安部との調整が必要になると思いますが、入札及び事業提案を行うにあたり、鹿児島海上保安部と事前調整を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	48	4	5	2	(3)c	海上防災設備等	棧橋での運用方法等を鹿児島海上保安部殿等と事前協議させて頂きたいのですがよろしいでしょうか。	No. 78の回答を参照してください。
80	52	4	6	3	—	事前調査業務	事前調査についての記載がありますが、プラン決定、設計を行うにあたり当該敷地のCADデータを頂けませんでしょうか。地主企業はお持ちのことと思われます。公平性を保つためにもお願い致します。	提案作成説明会時に示します。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
81	52	4	6	3	—	事前調査業務	日照に係る調査を行って「隣地に影がかからない」ように設計に反映することが求められますが、土地所有者が事業参画する応札事業者グループにおいて、「本件の建築物による日陰が新たに生じて、隣接地の太陽光発電事業者として異議申し立てをしない」などの、他グループでは成しえない提案することで優位性を高めるような提案は認められないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	52	4	6	3	—	事前調査業務	日照に係る調査を行って「隣地に影がかからない」ように設計に反映することが求められますが、土地所有者が事業参画する応札事業者グループにおいて、「本件の建築物による日陰が新たに生じた個所については、太陽光発電パネルを移設するなどの対応をとる」などの、他グループでは成しえない提案することで優位性を高めるような提案は認められないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	52	4	6	4	(3)	設計	国土交通省告示「第15号」は廃止のため「第98号」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	53	4	6	4	(4)	設計図書の作成	c. 実施設計書の説明・提出の「実施設計終了時に建設期間中における修正を反映」との記載は「工事完了時に・・・」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	54	4	6	4	(7)	透視図及び模型等の作成	完成模型の縮尺は1/200とありますが、製作寸法900×600mmは180m×120mの範囲になります。計画対象地の主要施設配置範囲約250m×170mを収めるため1/300としても宜しいでしょうか。	現在の記載ではご質問の範囲となるため、対象範囲及び縮尺について検討し、入札公告時に示します。
86	57	4	6	5	(3)	完了時の業務内容	完工検査時の工事完成図書に模型が含まれていますが、これは工事着手前に作成する完成模型を、建設期間中に生じた変更を反映して修正するということでしょうか。	完了時の業務内容に求める模型については、基本設計完了時及び工事着手前の模型ですので、建設期間中に生じた変更を反映して修正する必要はありません。
87	57	4	6	5	(3)	a 事業者による完成検査	試運転の際は岸壁・棧橋等を必要な時間無償にて使えるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	57	4	6	5	(3)	a 事業者による完成検査	試運転後タンク内に残るA重油についてはそのままの状態でも引渡せると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	57	4	6	5	(3)	a 事業者による完成検査	引渡時にタンク内に残っている燃料について実施方針案（等）に関する質問への回答書 実施方針（案）-4頁 No. 42では海上保安庁様に買い取って頂けるとのことですが、入札価格には含めず、別途買取頂けるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、買取条件（金額、品質、その他必要な条件）をご教授ください。	ご理解のとおりです。 買取条件については、完成検査実施に先立って協議するものとします。
90	59	4	6	6	(11)	b. 携帯電話不感知対策	「本施設建設・・・工事期間中及び竣工検査直前に携帯電話不感知が生じる場合は、速やかにその対策を行う。」と記載ございますが、不感知が発生した場合の対策完了時期をご教示ください。	建設期間終了時（施設の引渡し時期）までに行ってください。
91	65	5	1	2	(1)	c. 本業務に含まれていない業務	(1) c. (b) 光熱水費の支払い業務は含まれない業務とされているが、SPCが維持、維持運営で消費した光熱水費は個別にメーターを設置し使用分を支払うことで良いでしょうか。	個別にメーターを設置しますが、使用分は海上保安庁負担とします。
92	65	5	1	2	(1)	回転翼機格納庫・船舶用品庫に係る維持管理業務	事業者側で行う什器備品等保守管理業務について、什器備品リスト及び更新基準は入札公告時に公表頂ける理解でよろしいでしょうか。	実施方針No. 3の回答を参照して下さい。
93	66	5	1	2	(2)	給油施設保守管理業務	タンクの開放点検には点検で発見された補修についての費用は含まれますか。含まれる場合には想定数量をご提示願います。	含まれます。 想定数量は事業者の提案によるものとします。
94	71	5	1	5	(6)	緊急時の対応	事業者側で「緊急時」の認識がされない事態も起こりうるかと存じます。事業者の責任の範囲について、事業者が緊急時と認識した事象と、海上保安庁から緊急時として指示を受けた事象に限られるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
95	75	5	3	—	—	給油施設に係わる運營業務	別添資料5-4 給油施設運營業務に関する要求水準で給油業務、受入業務にてオイルフェンスの展開が記載してありますが、錦江湾なので波は比較的穏やかとは思われますが近隣の潮流等特に気を付けるべき点がありますでしょうか。	オイルフェンスの展開については、風の影響もありますが、主に潮流の影響を受けます。 潮流については、海上保安庁海洋情報部HPを参考にしてください。
96	75	5	3	1	—	巡視船への給油業務	巡視船への給油業務の際、荷役終了時は、現状バージ船からのエア押しにて終了していると思いますが、岸壁E、栈橋A・Bでは、残油回収装置が必要と考えます。巡視船側には、引き込みポンプ等の装備が備わっているのでしょうか？	装備されていません。
97	76	5	3	1	(3)	給油回数、給油量	1日あたりの最大給油量をご教授願います。	提案作成説明会時に示します。
98	76	5	3	1	(6)	業務実施に係る事項	公表された実施方針（案）等に関する質問への回答書（要求水準書No.180）にて、連絡担当者は海上保安庁職員を指すとあり、給油希望日時の調整はありますが、鹿児島港給油施設岸壁Eでのタンカー船受入の調整（避難連絡や当日の入港時間等）も連絡担当者（海上保安庁職員）が行って頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
99	77	5	3	2	(2)	受入回数、受入量等	受入量について1,000～2,000kL程度(1回あたり)とありますが、タンク1基に荷受できる量を事業者へ確認の上調達頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	受入量は、事業者からの残油量の報告を受け、その後海上保安庁が発注することを想定しています。 タンク1基に荷受け出来る量に限らず、バルブ切替により1度の給油で複数のタンクに受入を行います。
100	76	5	3	3	—	燃料在庫管理業務	公表された実施方針（案）等に関する質問への回答書（要求水準書No.192）にて、搬入時の品質は海上保安庁、搬入された燃料の品質の維持は事業者とありますが、搬入時の数量異常で生じたリスク（在庫過不足）は、どちらのリスク負担でしょうか？また、給油施設での貯蔵タンク増減数量の許容範囲は決まっていますでしょうか？	リスク負担に関しては、入札公告時に示します。 給油の温度換算は15℃を基準（JIS規格による計算）としているので注意してください。
101	77	5	3	3	—	燃料在庫管理業務	在庫管理の中で品質管理の項目はありますか？ 燃料には添加剤などを添加する業務はありますか？ また飛行機に搭載する際にフィルター（ストレーナー）は整備が必要でしょうか？	在庫管理業務の中に品質管理業務（燃料タンク点検、受入燃料の性状確認等）も含まれます。 燃料添加剤の添加業務は委託業務外とします。 燃料給油施設、配管途中に設けられるフィルター・ストレーナの清掃、交換等のメンテナンスを委託業務とします。
102	78	5	3	4	(2)	運転・監視及び日常点検・保守業務 毎日点検（自主点検）	当該ページにある毎日点検（自主点検）の内容を記載した表について、貴庁の10/26説明会で、一例となり、あらためて示して頂くことになるとの補足説明がございました。【別紙資料5-6】の要求水準を達成する点検箇所、点検内容、点検方法を事業者側で設定し、貴庁に提案すれば良いとの理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	78	5	3	4	(3)	タンクの開放点検の実施	開放点検を実施する年度の開始までに、海上保安庁にタンク開放点検実施計画書を提出するとなっておりますが、高額となるタンク開放検査費用の支払い等は、どのようになるのかご教示いただけますでしょうか？	資料-5 事業費の算定及び支払方法（案）をご参照ください。
104	79	5	3	4	(4)	廃棄物収集・管理に係る事項	(4) b. 事業者は廃棄物の収集管理を実施するとあるが、廃棄物の定義の明確化をお願いします。具体的に伺いたい点として、①貴庁の業務活動上で発生した廃棄物が含まれるのか否か（海上等にて業務上収集した廃棄物）。②業務上収集した廃棄物で危険物などの分類定義の明示をお願いします。③収集および管理の具体的な業務内容の明示。なお、貴庁の業務活動で発生した廃棄物（産業廃棄物を含む）は貴庁で処分するとの認識で良いか確認させていただきます。	①：第5章 5 (9) b.に記載のとおり、業務の実施に伴い発生した廃棄物を処理していただくため、海上保安庁にて発生した廃棄物は対象外です。 ②：廃棄物の処理については、廃掃法を遵守の上、事業者の提案によるものとします。 ③：①のとおりです。

2-1. 別添資料に対する質問

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	別添資料1-2					(1) 性能に関する技術指針	官庁施設の防犯に関する基準の資料の貸与時期をご教示下さい。	提案作成説明会時に貸与します。
2	別添資料1-2					(1) 性能に関する技術指針	官庁施設の津波防災診断指針平成25年4月版は令和2年に改定されています。令和2年改定版と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	別添資料1-2					(4) その他の基準等	営繕工事電子納品要領、建築設計業務等電子納品要領、官庁営繕地業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】・【営繕業務編】は令和3年に改定されています。令和3年改定版と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	別添資料4-1-1					各室性能表	k1格納庫の空調区分G（その他の条件、上記以外での特殊な条件がある部屋）とありますが、どのような条件かお教えください。	入札公告時に示します。
5	別添資料4-1-1					各室性能表	k8整備室1、k9整備室2、k10工作室、k11充電室の空調区分C特殊空調2（温湿度条件が決められている空調を行う必要がある場合。）とありますが、室内温湿度条件をお教えください。	温度：15～30℃、湿度45～70% の範囲を想定しています。
6	別添資料4-1-1					各室性能表	s9、s10検査対応室1、2の空調区分がB特殊空調1（コンピューター等機器の発熱に対応する空調。基本的に年間を通して冷房を行う）となっておりますが、内部負荷となる機器発熱量をお教えください。また、暖房は不要と考えて宜しいでしょうか。	主に検査官の対応等で使用し、通常の空調で可能なため、BからA、Fに修正します。また、暖房は必要です。
7	別添資料4-1-1					各室性能表	S16～18油脂庫1～3の空調区分E、Fと有りますが、空調は必要でしょうか。また、換気区分は提案とありますが、どのような提案を想定しているかお教えください。	空調は必要ないため、削除します。換気区分については、告示による危険物庫に必要なものを想定しています。
8	別添資料4-1-1					各室性能表	交通面積の空調区分Aと有りますが、空調は必要でしょうか。必要な場合、船艇用品庫棟以外の交通面積には空調は不要と考えて宜しいでしょうか。	交通部分については、空調は不必要となったことから、換気設備のみとします。入札公告時に修正します。
9	別添資料4-1-1					各室性能表	S20仮眠室の空調区分はE、Fですが、換気区分は-となっております。換気区分はEと考えて宜しいでしょうか。	仮眠室の換気区分は「-」とします。別添資料4-1-4の機械設備2.の※をご参照ください。
10	別添資料 4-1-2					給油施設監視棟 全般事項	「監視室からの各室の通路を設置する」となっていますが、通路とは内部、外部を問わず各室にアクセスできる経路を確保すると考えてよいか。また、各室とは、どの諸室を指すのか、ご提示願います。	通路は屋内としてください。「各室」が指す室は、n8、n9、n10、n11、n12です。
11	別添資料 4-1-2					給油施設監視棟 全般事項	「外部建具に、車寄せ部分を含めて庇を設置する。」となっておりますが、外周の屋根庇の下になる外部建具など、機能上問題がなければ個別には庇を設置しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 ○全般事項	「船艇用品庫棟と併設し、」との記載があります。併設で計画すると考えて宜しいでしょうか。要求水準書第4章第3節3配置計画の条件（P16）では、「合築又は併設させ、一体の建物として整備することも可能とする」と記載されており、記載内容が相違しています。	回転翼機格納庫及び船艇用品庫は併設または合築として提案してください。

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
13	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 全般事項	「諸室の天井スラブ上は機械・電気設備等置場、資機材置場、維持管理用通路、配管スペースとして使用することを想定し」となっていますが、諸室スラブ上の利用とは格納庫と一体の空間として屋内利用を想定しているのでしょうか、ご見解をご教示願います。また、その場合建築基準法上の床面積が発生すると思われませんが、要求水準の最大面積には含まないと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、天井スラブ上スペースの面積も最大面積に含むこととして提案してください。
14	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 ○全般事項	「諸室の天井スラブ上は」との記載がありますが、諸室は屋内屋形式で計画すると考えて宜しいでしょうか。また、落下防止柵兼手摺はスラブ全面に設置する（＝床面積に算入する）お考えでしょうか。	No. 13の回答を参照してください。
15	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 ○全般事項	諸室の天井上を利用する場合は床面積に算入されますが、その取扱いについてご教示下さい。最大面積の合計以下とすべき延床面積に含まれるのでしょうか。	No. 13の回答を参照してください。
16	別添資料 4-1-2					給油施設監視棟 外構	フェンスを「範囲：給油施設監視棟及び給油施設を囲繞する。」となっていますが、給油施設＋監視棟を1区画として、格納庫＋船艇用品庫と分ける計画とすると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 全般事項	「船艇用品庫棟と併設し、各棟間の壁の適切な場所に防火シャッターを設け、平常時においては各棟間の開放的な動線を確保する。」となっていますが、船艇用品庫棟との併設が要求条件となるのでしょうか。ご見解をご教示願います。	船艇用品庫及び回転翼機格納庫は合築又は併設にて提案してください。
18	別添資料4-1-2					主要諸室の性能特記事項 回転翼機格納庫棟	回転翼格納庫の全般事項に回転翼格納庫は「船艇用品庫棟と併設し、」とありますが、回転翼格納庫と船艇用品庫棟の2棟については合築が不可であり、併設のみ可能という理解でよろしいでしょうか。要求水準書16ページ配置計画の条件との整合についてもご確認をお願いします。	No. 17の回答を参照してください。各資料の整合は入札公告時に整理して公表します。
19	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 全般事項	「船艇用品庫棟と併設し、各棟間の壁の適切な場所に防火シャッターを設け、平常時においては各棟間の開放的な動線を確保する。」となっていますが、防火シャッターの設置室や、各棟間の開放的な動線について具体的に考えをご教示いただけますでしょうか。	防火シャッターは、基本的には法令に則り設置してください。動線は、格納庫内駐機スペースから船艇用品庫への移動を想定しています。
20	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 格納庫	「揚程10m以上の天井クレーン（格納庫全域をカバーし、・・・）」と「作業の必要有効高さは8.5m」が併記されていますが、格納庫の全域が構造体（梁下）有効高さ8.5m確保できていればよいと考えてよろしいでしょうか。	格納庫内の諸室のスラブ上部への物品吊り上げを想定しているため梁下ではなく格納庫床面からの有効高さを8.5m確保することを想定します。
21	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 格納庫	「格納庫内で機体洗浄ができるよう床面に排水溝及び水処理施設を計画する。」となっていますが、使用する洗浄機の仕様、洗浄水の種類、使用量及び洗浄の頻度（回数）をご教示ください。	使用する洗浄機の仕様は、スピードプレイヤーのような洗浄機（散布機（扇風）の部分、高圧洗浄機仕様に変更）や可搬型高圧洗浄機を想定しています。 1回あたりの使用水量：400～600リットル 洗浄水は水道水、中性洗剤を使用予定。 機体洗浄の頻度：週10～15回程度（週2～3回/機）
22	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 格納庫	「機体洗浄区画を囲うカーテン（防災）を設置する。」となっていますが、機体洗浄区画とは、格納スペースの5機の中の1機分のスペースを利用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	別添資料 4-1-2					機体洗浄について	一度の機体洗浄に利用される水量をご指示ください。	1回あたりの使用水量：400～600リットル

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
24	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 格納庫	「大扉間口高さ：8m以上とする。」となっていますが、大扉の間口幅についての記述が特にありません、5機2列配置で格納するのに支障がない間口幅とすることで良いでしょうか。また、ヘリ格納用の牽引車などの仕様の想定がありましたらご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、提案作成説明会の時に示します。
25	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 k1 格納庫	照明器具のメンテナンス通路を設置する場合、天井面全域に設けることとなりますが、全域に必要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 k2 大扉戸袋スペース	「大扉の材質は、採光を確保できるよう配慮」とありますが、大扉に部分的に窓を設けるのではなく、外装材自体を光を透過する材料にすると考えて宜しいでしょうか。	大扉の採光の考え方は、事業者の提案によるものとします。
27	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 コンプレッサー室	「コンプレッサー本体を取り付ける区画を計画する。」となっていますが、区画とはコンプレッサー室の中に設置するスペースを確保すると考えてよろしいでしょうか。また、設置予定コンプレッサーの仕様等ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、提案作成説明会の時に示します。
28	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 消火設備室	消火設備室とは、どのような用途、使用を想定するのかご教示願います。また、部屋に設置する機器等明示願います。	格納庫内に駐機するヘリコプターの消火に使用する消火設備を保管する室です。 部屋に設置する機器等については、消防法の規定に従ってください。
29	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 機械室、電気室、自家発電機室	「各諸室天井スラブ通路に設置可とする。」となっていますが、天井スラブ通路とは何を想定されているか明示願います。また、利用した場合に部屋ごとに区画壁は必要でしょうか、及び面積の扱いについてご教示願います。	【回転翼機格納庫】○全般事項（上から6つめの項目）に示す内容を想定しています。 後段については、No. 13の回答をご参照ください。
30	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 k11 充電室	「充放電装置（多摩川エアロ製）を使用する。」と記載ございますが、機器は海上保安庁様にて導入の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 高所降下訓練スペース	高所降下訓練スペースは、大型扉戸袋裏に設置となっていますが、格納庫内で適切な場所に計画する考えでもよろしいでしょうか。また、事例等参考となる資料の提示は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 事例等参考となる資料については、提案作成説明会時に示します。
32	別添資料4-1-2					【回転翼機格納庫】 k21 高所降下訓練スペース	「高さ12m以上の訓練用階段（見付面積5m×2m）」の具体的なイメージを図示等でご教示下さい。また「降下訓練用玉掛リング金物」の設置のイメージについても図示等でご教示下さい。	No. 30の後段の回答をご参照ください。
33	別添資料 4-1-2					回転翼機格納庫棟 高所降下訓練スペース	「高さ12m以上の訓練用階段（見付面積5m×2m）を設け」となっていますが、階段及び訓練有効空間（5m×5m）スペースの有効高さが12m+2m（訓練空間高さ）=14m程度必要となるとの考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
34	別添資料4-1-2	2				航空燃料ハイドラント	「圧力給油、重力給油の双方が必要」とありますが、地下タンクは採用不可という条件と考えてよろしいでしょうか？	圧力給油、重力給油の双方が設置できるのであれば、地下タンクとすることも構いません。
35	別添資料4-1-2	7				駐機場（エプロン）	離発着スペースと待機スペースの間には50m以上の距離を確保する。とあるが面積（4650㎡）が固定されている状況では確保することが出来ません。 面積の確保を優先し、離隔については「ヘリポート土木施設設計資料」に基づき制限表面に抵触しない離隔で設定することで考えてよろしいでしょうか。	別添資料4-1-2の記述事項を訂正します。 ＜当初＞離発着スペースと待機スペースの間には50m以上の距離を確保する。 ＜変更後＞離発着スペースと待機スペースの間は面積4650㎡程度の駐機場内で可能な限り距離を確保する。
36	別添資料 4-1-2					駐機場（エプロン）	「離発着スペースと待機スペースの間には、50m以上の距離を確保する。」となっていますが、提示されている施設範囲（南北方向）に配置することが難しいと思われれます。離隔距離について要求条件となるのでしょうか。ご見解をご教示願います。	No. 35の回答を参照してください。

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
37	別添資料 4-1-2					駐機場 (エプロン)	「回転翼機離発着時に部外者（修理業者や船食業者等）の通行を停止させる設備を外柵付近に設置する。」となっていますが、エプロン内及び外部離発着方向の通行を停止する設備と捉えてよろしいでしょうか。ご見解をご教示願います。また、具体的な通行停止設備の仕様等ご提示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業者の提案によるものとします。
38	別添資料4-1-2	7				駐機場 (エプロン)	エプロンの外周に高さ2m程度の外柵を設置することとなっているが、設置する目的は何か。 (仮に外柵設置の目的がヘリ離発着時の人及び通行車両の制限であるとする、この施設には関係者以外の立入が許可されていないのであれば、常設の柵で囲む必要はないと考えられます。)	外柵設置の目的はお見込みのとおりですが、来庁者や業者の出入りが想定されており、これらの人や車両の安全確保のために設置する必要があります。
39	別添資料4-1-2	7				駐機場 (エプロン)	ソーラーパネルに回転翼機離発着時のダウンウォッシュの影響を及ぼさない配置とするとされているが、対象機材のダウンウォッシュの影響範囲を提示いただきたい。（飛行高度と風速の影響範囲） ソーラーパネルへの影響について評価する指標があれば合わせて提示いただきたい。	高度50フィートにおけるホバリング時のダウンウォッシュは次のとおりとなります。 機体から水平距離30mの位置：最大風速20m/s 機体から水平距離50mの位置：最大風速10m/s
40	別添資料4-1-2	7				駐機場 (エプロン)	離着陸地帯全長25m×全幅25mとの回答があったが、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」と基本的な考え方が合致しないが問題ないでしょうか。 事務処理基準では、全長×全幅が基本となるため、対象機種では提示されている全長25m×全幅25mよりも狭い形状となります。	航空局が公表している基準は「想定航空機の全長や全幅以上」となっていますので、当庁要望内容はこれに合致するものと考えます。全長25m×全幅25mは想定航空機よりも広い区画となりますが、今後大型の航空機を導入する可能性を排除できないため、この要望としています。
41	別添資料4-1-2	7				駐機場 (エプロン)	境界灯は地上式、埋め込み式があるがどちらを考慮していますか。	事業者の提案によるものとします。
42	別添資料4-1-2	7				駐機場 (エプロン)	航空灯火の電源はどこから引き込みを行う予定でしょうか。予備発電等は必要となるでしょうか。（要求水準書の記載なし。） また、航空灯火の制御盤を設置する場所はどこになりますか。	引き込み場所は事業者の提案によるものとしますが、自家発電機でも使用可能として下さい。 制御盤については、指令室に設置して下さい。
43	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 全般事項	船艇用品庫棟全般事項に「船艇用品庫棟と併設し」とありますが、回転翼機格納庫棟と併設と思われます。また、その場合回転翼機格納庫棟との併設が要求条件となるのでしょうか。ご見解をご教示願います。	No. 12の回答を参照してください。
44	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 全般事項	「各階に庇（1階は避難通路を兼ねる。）を設置する。」とありますが、各階に庇とは1・2階それぞれに建物外周全面に庇が必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 全般事項	「2階の北側及び西側各室の窓については・・・視界を最大限確保」とありますが、船艇用品庫棟は格納庫棟の西側に並列して配置し、眺望を確保することが条件となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	施設配置については事業者の提案によるものとします。北側、西側等の表記については、提案によっては該当しない場合がありますので、入札公告時に訂正します。
46	別添資料4-1-2	9				船舶用品庫棟	全般事項において、「船艇用品庫棟と併設し、各棟間の…」とありますが、「回転翼機格納庫棟と併設し、各棟間の…」と考えてよろしいでしょうか。 (前項目の回転翼機格納庫全般事項においては「船艇用品庫棟と併設し、…」とあるため)	ご理解のとおりです。誤記ですので、入札公告時に訂正します。 併せてNo. 12の回答を参照してください。
47	別添資料4-1-2					主要諸室の性能特記事項 船艇用品庫棟	船艇用品庫の全般事項に「船艇用品庫と併設し、」とありますが、正しい表記となっていますでしょうか。	No. 46の回答を参照してください。

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
48	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 船艇用品庫	「回転翼機格納庫棟と併設する場合は、格納庫側と屋外側に電動シャッターを設置する。」とありますが、格納庫に隣接して直接出入りできることが必要と考えてよろしいでしょうか。また、併設しない場合は、どのような配慮が必要かご教示願います。	ご理解のとおりです。 併せて、No.12の回答を参照してください。
49	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 船艇用品庫	設置する電動シャッターの寸法は、上段記載の出入り口有効幅：2500以上、高さ2550以上の寸法と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	電動シャッター有効寸法（幅：5000以上、高さ2550以上）に変更します。 出入り口の有効幅：2500以上、高さ2550以上の記載については、室内の鋼製柵の配置及び梁高及びダクト高等について、フォークリフトの動線を指示しておりますので誤記となります。
50	別添資料4-1-2					【船艇用品庫】 s6 通信機械室	「航空無線通信設備を設置出来るように計画する。」と記載がございますが、航空無線通信設備は海上保安庁様にて設置される設備と考えて宜しいでしょうか。また、具体的な機器（電源情報含む）やスペースなどの情報をご教示下さい。	ご理解のとおりです。 後段については、提案作成説明会時に示します。
51	別添資料4-1-2					【船艇用品庫】 s6 通信機械室	「通信ラック（19インチラック（31U程度を想定）1架を設置する。」と記載がございますが、通信ラックは事業者側にて設置と考えて宜しいでしょうか。また、HUBなどの機器は事業外の認識で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
52	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 蓄電池室	設置予定の無停電装置の仕様、寸法及び重量等をご教示願います。	無停電装置は、約W172mm×D439mm×H225mm、重量26kg程度のものを想定しています。
53	別添資料4-1-2					【船艇用品庫】 s15 機械測定室	「シールドルームを設置する。」と記載がございますが、室全体をシールドとするお考えでしょうか、測定室の一部にシールドルーム（ユニットタイプ）を設置するお考えでしょうか。また、シールドルームの設置は事業外の認識で宜しいでしょうか。設置目的もご教示下さい。	測定室の一部にシールドルームを設けてください。 シールドルームの設置も本事業の範囲内とします。 設置の目的は、海上保安庁で使用している無線機の検査・確認で使用するためです。
54	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 機械測定室	「シールドルームを設置する。」となっておりますが、シールドルームの大きさや要求性能についてご教示願います。	室内面積を2.5m×2.5m、最低高さを2mとし、性能要件は次のとおりとします。 周波数：150kHz～10000MHz 40dB以上（垂直偏波） 周波数：35MHz～10000MHz 40dB以上（水平偏波）
55	別添資料 4-1-2					船艇用品庫棟 仮眠室	「就寝時、個室となるよう計画する。」となっておりますが、個室となるよう計画とは、カーテンなどの簡易的な仕切りで個室化できるようにすると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	隣接する個室が遮音性・遮光性を確保することとしますので、簡易的な仕切りでの個室化は不可とします。
56	別添資料4-1-2					【船艇用品庫】 s20 仮眠室	「就寝時、個室になるよう計画」とありますが、カプセルベッドはご趣旨に適合するでしょうか。	適合します。
57	別添資料 4-1-2					仮眠室の利用について	仮眠室の想定利用頻度についてご教示願います。 また、個室としての仕切り方をご指示ください。	想定利用頻度は、毎日です。 仕切りの考え方はNo. 55、56の回答を参照してください。
58	別添資料 4-1-3					各室性能表 凡例	耐震性能凡例にA、Bがあるが、項目の表記が見当たりません。どのような扱いになるかご教示願います。	別添資料4-1-3「各室性能表 凡例」2ページ目に記載のとおりです。
59	別添資料 4-1-3					各室性能表 凡例	（注）4に床応答加速度の低減の記述があるが、どの部屋が該当するか判断できません。どのような扱いになるかご教示願います。	免震床については、事業者提案とします。 対象となる施設は、船艇用品庫棟とします。
60	別添資料4-3					0	給油施設（管理棟）とは給油施設監視棟のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、入札公告時に訂正します。

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
61	別添資料4-4-4	1				高潮、津波	鹿児島会場での説明会で補足頂いた通り、高潮の最大偏差2.5m、最高津波水位はTP+3.6mとしてよろしいでしょうか。又、津波と高潮の同時発生は考慮不要との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	別添資料4-6					設計業務に関する成果物	企画書対応確認書の提出・確認時期が基本設計着手時・実施設計着手時とありますが、それぞれ終了時又は審査段階ではないでしょうか。	企画書対応確認書は基本設計着手時・実施設計着手時に提出し、設計の進捗等に応じて提案内容が反映されているかを確認を行うことを想定しています。
63	別添資料4-6					設計業務に関する成果物	防犯性能評価シートの提出・確認時期が基本設計終了時とありますが、要求水準書では実施設計時とあります。実施設計終了時と考えて宜しいでしょうか。	基本設計において計画した防犯性能について作成し、実施設計の進捗等に応じて確認を行うことを想定しています。
64	別添資料 5-2					業務内容、必要な有資格者と法定点検項目	各業務に対して必要な資格を記載して頂いておりますが、1人がいくつか業務を兼務することは可能という理解でよろしいでしょうか。また、配置の常駐や人員数については、民間のノウハウを活かし、効率的な計画をご提案する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2-2. 参考資料に対する質問

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	参考資料4-1-2	7	-	-	-	EC225諸元	先端車輪、主車輪の脚荷重もしくは荷重分担率を提示頂きたい。	前車輪は2輪式でタイヤ設置面積（1本あたり）が約220cm ² 、主車輪は1輪式が左右1つでタイヤ設置面積（1本あたり）が約420cm ² 。 前車輪荷重：約3.5トン 主車輪荷重：約7.5トン
2	参考資料4-1-2	-	-	-	-	EC225諸元	各タイヤにかかる輪荷重、機体の全高をご教示下さい。	前車輪は2輪式でタイヤ設置面積（1本あたり）が約220cm ² 、主車輪は1輪式が左右1つでタイヤ設置面積（1本あたり）が約420cm ² 。 前車輪荷重：約3.5トン 主車輪荷重：約7.5トン 機体全高：約5メートル
3	参考資料	-	9.1 .3	-	-	有資格者について	公表された実施方針（案）等に関する質問への回答書（参考資料No.16）にて、事業者で提案をする施設に該当する資格を、点検及び修繕業者が保有するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

3. 入札説明書（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	1	—	—	—	—	前書き	「本入札説明書は、令和3年10月18日に公表した「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問又は意見等及び回答（以下「質問回答等」といい、実施方針及び質問回答等を「実施方針等」という。）を反映したものである。」とあります。令和3年10月8日に公表された「実施方針(案)等」に関する質問への回答にて示された回答内容で、実施方針又は要求水準書に記載されていないものについては、その回答内容が実施方針あるいは要求水準書に引き継がれるとみなしてよろしいでしょうか。	10月18日に公表した実施方針等については、実施方針（案）等に関する質問への回答が反映されておりますが、入札公告以降に公表する一切の資料が正式に本事業に影響を与える資料となります。
2	2	3	(6)	②	—	入札価格の基準金利決定日	公平性確保のため、入札価格の基準金利については貴庁HPにて公表頂けないでしょうか。	入札公告時に公表します。
3	2	3	(6)	②	—	PFI事業終了	PFI事業の終了日が令和26年9月30日となっておりますが、令和26年3月31日までの誤植でしょうか。	事業終了は令和26年3月31日の予定です。誤記ですので、入札公告時に訂正します。
4	4	4	(1)	⑦	—	資本関係	「入札参加者を構成する企業のいずれかと親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある企業が、他の入札参加者を構成する企業でないこと」が参加資格要件となっているが、この規定を外していただけないでしょうか。親会社等が同じであってもその子会社等はそれぞれ独自に意思決定を行っており、情報も遮断されています。他のPFI案件においてもこういった制約を課されることは珍しく、再考いただきたくお願い申し上げます。	検討の上、入札公告時に示します。
5	6	4	(5)	—	—	設計企業の参加資格要件	「設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては（中略）いずれの者においても①から③の要件を満たすこと」とありますが、③において説明されている通り、「設計業務を複数の者が分担して行う場合、いずれかが指定の実績を有すれば良い」との理解で良いでしょうか。	③にはいずれかが設計実績となっておりますが、条件を緩和していますので、いずれの者も実績を有することとします。入札公告時に訂正します。
6	6	4	(5)	—	—	設計企業の参加要件	「いずれの者においても①から③の要件を満たすこと」とありますが、③の実績については、複数の者が業務を分担して行う場合、いずれの者ではなく、一者だけでも持っていれば参加資格要件を充足するという理解でよろしいでしょうか。（建設企業、工事監理企業の参加資格要件についても同様）	No.5の回答を参照してください。
7	6	4	(5)	—	—	設計企業の参加要件	実施方針（案）では特定屋外タンク貯蔵所について設計実績として求められていましたが、入札説明書（案）では除外されています。よって、給油施設に係る設計実績を持たない一級建築士事務所が給油施設の設計を担当できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	4	(5)	—	—	設計企業の参加要件	入札説明書案6ページ4. (6) 建設企業の参加要件③の施工実績で求める内容と設計企業（工事監理企業も）の参加要件として求める4. (6) . ③の設計実績の内容と整合していませんが、この内容が正でしょうか。ご確認をお願いいたします。	記載内容については、正しいものとして理解してください。
9	6	4	(5)	—	—	設計企業の参加要件	入札説明書案6ページ4. (6) 建設企業の参加要件⑤の担当業務分野は「給油施設」と「回転翼機格納庫、船艇用品庫」の二つであるのに対し、施設整備業務としては同様の対象である設計業務の担当分野と整合していませんので、ご確認をお願いします。この内容が正であれば、給油施設分野の業務はどの分野に含まれるものと理解すればよろしいでしょうか。	記載内容については、正しいものとして理解してください。また、給油施設は、「機械設備分野」に含まれるものとしてください。
10	7	4	(6)	—	—	建設企業の参加資格要件	「建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては（中略）いずれの者においても②及び③の要件を満たすこと」とありますが、③において説明されている通り、「建設業務を複数の者が分担して行う場合、いずれかが指定の実績を有すれば良い」との理解で良いでしょうか。	No.5 設計業務の条件と同じく、いずれの者も指定の実績を有することとします。入札公告時に訂正します。
11	7	4	(6)	⑤	—	分担業務分野（建設企業）	分担業務分野について、「給油施設」「回転翼機格納庫、船艇用品庫」のみが分類として示されておりますが、これ以上細かく分類すること、または異なる軸で分類することは認められませんでしょうか。	提案を認めることとします。
12	7	4	(6)	⑥	1)	技術者の配置	「監理技術者又は～設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。」の、「設計業務」は「建設業務」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、入札公告時に訂正します。
13	7	4	(6)	—	—	技術者の配置	本節に記載されている「監理技術者」は「管理技術者」の誤記でしょうか。	「管理技術者」が正しい表記ですので、入札公告時に訂正します。
14	7	4	(6)	—	—	建設企業の参加資格要件	国家資格を有する主任技術者の資格については「一級建築士」「一級施工管理技士」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
15	7	4	(6)	①	—	建設企業の入札参加資格要件	冒頭に「建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記②及び③の要件を満たすこと」とありますが、⑤においては、建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合、「各建設企業は上記①～③の要件を満たし、いずれかの建設企業が上記④の実績を有していること」とも記載があります。④については、建設業務を分担するすべての建設会社がそれぞれ「建築工事業」「電気工事業」「機械器具設置工事業」の「A」を保有する必要はなく、「建築工事業」「電気工事業」「機械器具設置工事業」のA等級を持つそれぞれの企業がJVを組むなどの方法でA等級を持ち寄るような解釈でも良いとの理解でよいでしょうか。※令和3年10月8日に公開された回答書『実施方針(案)等に関する質問への回答書』で、1実施方針(案)に関するNo.95の回答を基本として考えています。	入札公告時に示します。
16	7	4	(6)	④	—	建設企業の入札参加資格要件	冒頭に「建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記②及び③の要件を満たすこと」とありますが、⑤においては、建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合、「各建設企業は上記①～③の要件を満たし、いずれかの建設企業が上記④の実績を有していること」とも記載があります。④とは、「監理技術者」や「主任技術者」にまつわる記載条項のため、ここで示されている「④の実績」が理解できません。ここで必要なのは、③で示された(1)タンク、(2)格納庫の実績ではないでしょうか。	「実績を有していること」については、誤記ですので「要件を満たすこと。」に読み替えて下さい。
17	7	4	(6)	⑤	—	建設企業の入札参加資格要件	「担当業務分野」についてお示しがあり、「給油施設」と「回転翼格納庫、船艇用品庫」について、それぞれ別々の建設企業が施工することを想定した参加資格要件が述べられているものと理解していますが、「回転翼格納庫、船艇用品庫」においても、「機械器具設置工事業」のA等級に格付けされた企業が施工を実施する必要がありますか。格納庫の施工においては、「建築工事業」「電気工事業」のA等級をもつ企業が施工を担えば足りるとの理解です。	回転翼格納庫、船艇用品庫についても空調等の整備を求めていることから「機械器具設置工事業」のA等級を持つ企業による施工が必要です。
18	7	4	(6)	⑤	—	建設企業の入札参加資格要件	複数の建設会社で「建築工事業」「電気工事業」「機械器具設置工事業」のA等級を持ち寄ってJVを組成した場合、このひとつのJVが「給油施設」と「回転翼格納庫、船艇用品庫」の2つの「担当業務分野」の施工を責任をもって担えば、「給油施設」と「回転翼格納庫、船艇用品庫」とで、施工請負契約をわざと分ける必要はないとの理解でよいでしょうか。	事業契約を締結するものであり、施工請負契約の締結は想定していません。
19	7	4	(6)	⑤	—	建設企業の入札参加資格要件	建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合、各建設企業は上記①～③の要件を満たしとありますが、「機械器具設置工事業：A」で参加する企業として③に示す施工実績は事例が少ないと思われる。①の文中に「2者以上の場合はいずれかの企業が・・・「A」に格付けされているもの」との記載から2者以上の建設企業体で③の項目は満足すれば良いと解釈しますが如何でしょうか。	2社以上の建設企業体であってもそれぞれの企業について、③に示す実績を有することとします。
20	7	4	(6)	⑥	—	建設企業の入札参加資格要件	1)の監理技術者と、2)、3)で記載されている管理技術者の関連性についてご指示ください。1)の監理技術者が工事が設計図通り施工されているかの監理とすれば、P8の⑤に記載されれば満足するのではないのでしょうか。	(7) 工事監理企業の参加資格要件の⑤が誤記ですので、入札公告時に修正します。
21	7	4	(7)	—	—	工事監理企業の参加資格要件	「工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては(中略)いずれの者においても①から③の要件を満たすこと」とありますが、③において説明されている通り、「工事監理業務を複数の者が分担して行う場合、いずれかが指定の実績を有すれば良い」との理解でよいでしょうか。	いずれの者も指定の実績を有することとします。入札公告時に訂正します。
22	8	4	(7)	④	—	分担業務分野(監理企業)	分担業務分野について、入札説明書(案)p.7に示されている建設企業の分担では「給油施設」「回転翼格納庫、船艇用品庫」と、施設ごとの分類が行われておりますが、監理企業の分担は「建築」「構造」「電気設備」「機械設備」のみに分かれており、施設ごとの分類が示されておりません。監理企業の分担を検討するうえでも、建設企業同様に施設ごとに役割を分担することは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	8	4	(7)	⑤	—	技術者の要件	「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。」の「管理技術者」は「監理技術者」の誤記でしょうか。	「工事監理者」が正しい表記ですので、入札公告時に訂正します。
24	8	4	(7)	⑥	—	技術者の要件	「監理技術者及び～設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。」の「設計企業」は「工事監理企業」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、入札公告時に訂正します。
25	8	4	(7)	⑦	—	技術者の要件	「ただし、工事監理者は～監理技術者との兼務は認めない」の「監理技術者」は「管理技術者」の誤記でしょうか。	「管理技術者」が正しい表記ですので、入札公告時に訂正します。
26	8	4	(7)	⑦	—	技術者の配置	「ただし、工事監理者は～設計企業で配置する監理技術者との兼務は認めない。」の「設計企業」は「建設企業」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、入札公告時に訂正します。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
27	6～9	4	(5)～(7)	—	—	設計企業の参加資格要件 工事監理企業の参加資格要件	<p>建設企業の参加資格要件では、「1）準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の施工実績」が求められる一方で、設計企業及び工事監理企業では、従前、実施方針案で求められていた「特定屋外タンク貯蔵所」の実績が削除されています。この場合、特定屋外タンク貯蔵所に係る設計・工事監理実績をまったく有しない企業が、特定屋外タンク貯蔵所の設計・工事監理を行う可能性があり、事実上、実績を有する建設企業が主導する形での工事監理が行われる懸念が極めて強く、公共調達健全性が棄損しかねません。</p> <p>そこで、入札の公平性の観点から、以下の点を質問します。</p> <p>1) 設計及び工事監理にて、特定屋外タンク貯蔵所に関する実績を有しない企業の参画を可能とした理由をご教示ください。</p> <p>2) 準特定屋外タンクを提案する入札参加者は、同タンクの実績を有する設計企業及び工事監理企業の参加を要件とし、特定屋外タンク貯蔵所を提案する入札参加者には、同タンクの実績を有する設計企業及び工事監理企業の参加を要件とするのが合理的と考えられ、そのように参加資格要件を変更すべきかと思いますが、海上保安庁の方針をご教示ください。</p>	タンク設計に必要な資格はないことから実績の要件を削除しています。但し、鹿児島市建築主事への確認申請を行う場合については、一級建築士からの提出を求められておりますので該当する配置者として下さい。
28	15	15	(1)	—	—	第2次審査資料等	<p>第2次審査資料等について、記載要領に示すとあり、資料2-2の4 (P4) 第2次審査資料【入札公告時に示す】とあります。提案書の作成について仕様・制限を設けない場合がありますが、枚数の多さが評価されたり、内容も重複する部分出来るなど作成する側にとっても、審査する側にとっても審査にかかる時間や明快さに欠け、効率的・公平性に欠ける場合が多いと感じております。そこで防衛省の技術提案ほか枚数指定の実績から、テーマごとの枚数の制限・設定をして頂き、その中での表現・記載で評価頂く効果的な手法と採用頂けないでしょうか</p>	提出書類の記載要領は現在検討中です。詳細は入札公告時に示します。
29	20	22	(2)	—	—	事業契約の締結	<p>「事業契約書3通を作成し」とありますが、事業契約書（案）では「2通を作成」となっております。どちらが正となるかご教示ください。</p>	「2通」を正とします。

3-1. 事業提案書作成説明会実施要領（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	1	4	(1)	-	-	参加者の登録	「応募グループの構成員、協力企業に属し」とありますが、本施設は特殊な施設であり、構成員および協力会社から業務を受託する者も本事提案に大きく関わり、参加者としての登録する必要があります。構成員および協力会社から業務を受託する者の参加登録も15名の範囲内であれば可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

3-2. 提出書類の記載要領（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	1	2	(3)	ケ	ク	競争参加資格（実績）確認資料	維持管理および運営業務に必要な資格について、書類（様式11, 12）を入札公告時に先んじて、早い段階で開示頂きたくご検討をお願いします。	様式については、入札公告時に示します。 なお、給油施設については、別添資料5-2「業務内容、必要な有資格者と法定点検項目」をご参照ください。

4. 事業費の算定及び支払方法（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	4	1	2	—	—	事業費の内訳 維持管理・運営費 運転	回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理費において、本施設に係る運転・監視及び日常点検保守業務費用が内訳として示されておりますが、回転翼機格納庫・船艇用品庫は、SPC職員が立ち入らないことから運転を行うことが無いとの理解です。については当該施設については、上水道、ガス、電力、通信、消火設備の稼働状況が正常に稼働することを運転・監視の定義として理解しておりますが、間違いないでしょうか。これ以外に業務がある場合は、具体的な作業業務にて明示をお願いします。	回転翼機格納庫・船艇用品庫については、業務以外での立入を禁止しているものであり、日常点検及び保守業務を行う場合は、SPC職員が立ち入って行います。 ご質問に記載の内容以外にも格納庫大扉や天井クレーンなどの点検・補修等も含まれます。維持管理業務の要求水準については、別添資料5-5「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」をご参照ください。
2	4	1	2	—	—	事業費の内訳 維持管理・運営費 監視	回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理費において、本施設に係る運転・監視及び日常点検保守業務費用が内訳として示されておりますが、回転翼機格納庫・船艇用品庫は、SPC職員が立ち入らないこと、また、監視については、貴庁の施設とSPC側の施設の防犯システムを分けるようにとの指示が別添資料5-4にも記載があるため、事業者の業務範囲としては、監視システムの整備とその稼働の担保であり、監視ではないと理解しておりますが宜しいでしょうか。これ以外に業務がある場合は、具体的な作業業務にて明示をお願いします。	ご理解のとおりです。 SPC職員の本施設への立入の考え方については、No. 1の回答を参照してください。
3	4	1	2	—	—	事業費の内訳 維持管理・運営費 日常点検保守業務	回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理費において、本施設に係る運転・監視及び日常点検保守業務費用が内訳として示されておりますが、回転翼機格納庫・船艇用品庫は、SPC職員が立ち入らないことから、日常点検保守業務については、大扉、天井クレーンが対象であるとの理解で間違いないでしょうか？また点検保守にあたり、SPC職員が提案する必要な日時での入出が認められるとの理解で間違いないでしょうか。対象設備が上記記載以外にある場合は、すべて明示頂きたいをお願いします。	前段については、No. 1の回答を参照してください。 後段については、事業者の提案に基づき、海上保安庁と協議を行うものとします。
4	4	1	2	—	—	事業費の内訳 維持管理・運営費 運転・監視及び日常点検保守業務	回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理費において、本施設に係る運転・監視及び日常点検保守業務費用が内訳として示されておりますが、回転翼機格納庫・船艇用品庫は、SPC職員が立ち入らないとの制約があります。 また、先例がないPFI事業であり、官民のリスクの分解点が複雑であることから、SPC職員が、運用上立ち入ることを許されない施設の維持管理・修繕・保全・環境衛生管理の業務については、より細分化した分業定義を貴庁と事業者で詰めていく必要があると考えます。 については、 ①応札事業者との協議事項により変更が可能であること、 ②実情に即した業務とするため、運営維持管理開始後の1年間は、調整期間中として維持管理・運営費の減額対象期間から除外し、2年目に入る前に両社で業務の見直しを実施する仕組みの採用をご検討ください。貴庁と事業者の双方のリスクが減ること、非常時/災害時への対応能力が確保できるという観点で検討をお願いします。	前段については、No. 1の回答を参照してください。 後段については、不可とします。
5	4	1	2	—	—	その他の費用 業者の運営費（人件費、事務費、保険料等の一部）	その他の費用という項目であることから、SPC費用の項目だと理解で間違いないでしょうか。また、当該保険料等の一部との記載にある保険とは、具体的には、どのような保険かについてかご教示ください。	ご理解のとおりです。 後段については、実施方針No. 46、48の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
6	4	1	2	—	—	表1 事業費の内訳	施設費に含まれる「引き込み負担金」は電力引込負担金、給水負担金、下水道受益者負担金等を指すとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	4	1	2	—	—	表1 事業費の内訳	「※給油施設の定期開放点検にかかる費用は、業務量の実績に応じた対価を支払う。」とありますが、入札時は費用を見込む必要がないとの理解でよろしいでしょうか。又支払い金額の決定はどの様に行うのでしょうか。	入札時には、想定する年度、点検費用を提案してください。支払額は、事業者の提案によるものとし、事業契約締結時に決定します。
8	4	2		—	—	表1 事業費内訳 施設費	「事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)の一部」とありますが、その他の費用に記載のある「事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)の一部」との関係から、「設計・建設期間にかかった事業者運営費」は「施設費」で割賦払いされ、「維持管理・運営期間にかかった事業者運営費」は、「半年ごと支払」されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	1	2	—	—	表1 事業費内訳 施設費	「事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)の一部」とありますが、その他の費用に記載のある「事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)の一部」との関係から、「設計・建設期間にかかった事業者運営費」は「施設費」で割賦払いされ、「維持管理・運営期間にかかった事業者運営費」は、「半年ごと支払」されるとの理解の場合、「設計・建設期間にかかった事業者運営費」であっても、「維持管理・運営期間」の早期に支払いを受けたい内容の費用もあれば、「維持管理・運営期間の事業者運営費」に計上してもよいでしょうか。	計上は出来ません。設計・建設期間の運営費と維持管理・運営期間の運営費は別として考えて下さい。
10	4	1	2	—	—	表1 事業費内訳 施設費	「その他施設整備に関する初期費用と認められる費用等」とありますが、施設整備の計画のためにノウハウを提供した「アドバイザー」企業へ支払う対価も、こちらに計上してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	5	2	3	(1)	①	施設費の初回支払い	施設費の初回の支払いは、令和6年9月30日の引渡し確認後、事業者からの請求書受領後30日以内の、令和6年10月～11月頃にお支払いいただける想定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5	2	3	(1)	①	施設費の2回目以降の支払い	施設費の2回目の支払は、令和7年4月の予定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	5	2	3	(1)	①	施設費の2回目以降の支払い	施設費の20回目の支払は、令和25年4月の予定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	6	2	3	(1)	②	割賦手数料	割賦手数料の初回の支払は、令和6年9月30日から令和7年3月31日までの計算期間における手数料を、施設費の2回目の支払と同じ、令和7年4月にお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、施設費の初回支払時は、割賦手数料の支払は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
15	6	2	3	(1)	②	割賦手数料	施設費の20回目の支払が令和25年4月の場合、令和25年4月から令和26年3月までの割賦手数料は発生せず、事業期間における割賦手数料の支払回数は実態として19回になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	6	2	3	(2)	ア	変動経費	変動費にかかる提案書作成においては、記載のある給油回数・受れ回数で事業費を提案するとありますが、同日や同機会などのタイミングで給油・受入があるケースなどでは対応労務費に変動がありますし、事業者側の恣意性で対応タイミングを決められないので、提案価格算出の公平性と事業者比較の指標性を担保するために、すべて別日で対応した前提で費用算出をするとの理解でよいでしょうか。	提案にあたっては、同日や同時給油は想定せず、一回あたり単価×回数によって提案してください。
17	7	2	3	(3)	ー	1円未満の端数の取り扱い	施設費、維持管理・運営・その他費用の各費用について、支払回ごとに分割した場合に端数が生じる場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律に基づき、初回支払時に端数調整を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	8	4	ー	ー	ー	事業費の内訳の算定	「要求水準の変更などが生じた場合に」とありますが、その他具体的にどのような場合でしょうか？また、変更がなくても確認を受ける必要があるのででしょうか？	前段については、現時点では要求水準の変更は想定していません。後段については、ご理解のとおりです。
19	8	5	2	ー	ー	施設整備の物価変動に基づく改定	「特別な要因」や「予期することができない特別な事情」とありますが、基準についてご教示いただけないでしょうか。例えば、現在、コロナの影響並びに世界的な経済変動等に起因すると思われる鋼材並びにメーカー機器等が著しい高騰状況にあります。それは特別な要因として改定請求が可能という理解でよろしいでしょうか。また、上記のような経済状況の中、現段階の事業費に関して、見直し等の措置は講じられるお考えでしょうか。	状況に応じて協議の上対応を検討します。
20	9	5	3	(2)	ー	維持管理・運営費の物価変動に基づく改定(2)改定期	改定期としては、毎年4月10日時点とありますが、事業開始時の初回の物価設定基準日は、事業者側から提案させていただく形でよろしいでしょうか。	基本的には原文のままとします。
21	9	5	3	(3)	ー	維持管理・運営費の物価変動に基づく改定(3)改定方法	指標差が3ポイント以上あった際に改定を行うとのことですが、事業費の支払は半期ごとの2回/年、価格改定は1回/年と時期にズレがあります。また、事業期間が20年にわたる長期事業でもあり、仮に指標差が少なからずあるものの3ポイント以上差が発生しないまま20年間にわたり事業継続となった場合は、事業者が当該期間の物価変動費用を全額負担することになります。物価変動リスクの事業者負担が大きすぎるリスクがあることから、1ポイント以上の場合に改定すると、条件の変更をお願いします。	原文通りとします。

5. リスク分担表（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1						①共通事項	①共通事項として、事業用地に関するリスクを追記いただけませんか？	土地については海上保安庁と土地所有者間の事項であり、PFI事業者に対しては、一義的に海保がリスクを負う形となります。
2						③工事段階 (1) 工事費増大リスク	地盤状況は落札後に事業者が調査することとなっておりますが、入札時の施設整備費の見積りにあたり、参考資料から入札者が想定した地盤状況と、事業者の調査結果とに乖離があり、それに伴い工事費の増減があった場合、提案条件の不備又は提示された資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大として、海上保安庁の費用負担として変更契約して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針No. 41の回答を参照してください。

6. 業務等の監視及び改善要求措置要領（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	5	2	3	(1)	①	事業者によるモニタリング	毎日自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況について適切にモニタリングするといった項目のように、毎日必ずモニタリングすることが前提条件であるとの理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	2	3	(1)	①	事業者によるモニタリング	「重大な事象」が発生した場合、職員等からの苦情や業務不履行があった場合又は本施設等で不具合が発生した場合には、海上保安庁に直ちに報告する。とありますが、重大な事象の具体的事象を明示ください。また、職員等からの苦情や業務不履行があった場合という点について、苦情や業務不履行の発生があったと認定する方法につき明示ください。	前段については、資料-5 業績等の監視及び改善要求措置要領（案）P.8（3）に示すもの以上の想定はしていません。 後段については、資料-5 業績等の監視及び改善要求措置要領（案）第2章によります。
3	7	3	1	(1)	—	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	実施方針 p 19 に規定する、工事完成・施設引渡時の確認において未達成が明らかになった場合を想定されているのでしょうか。 あるいは、施設の完成前、完成後にかかわらず、未達成が明らかになった場合ということでしょうか。	後段を想定しています。
4	7	3	1	(1)	—	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	減額された施設整備費の支払の方法（減額の方法）を、未達成が完成前に判明した場合、完成後に判明した場合それぞれについて、お示しいただけますでしょうか。	協議によります。
5	7	3	1	(1)	—	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	①他のPFIの案件では提案等の未達の場合に施設整備費等の減額がされる例は多いものと理解しておりますが、それに加えて同額の違約金も課される例は多くないものと理解しておりますので、施設整備費等の減額に加えて違約金を課す建付けはご修正いただき、違約金の発生場面は、第83条第2項各号及び第86条第2項の場面に限定して頂けますでしょうか。 ②次項の経営管理、維持管理・運営に係る提案等の未達についても同様に、違約金を貸す建付けは修正いただけますでしょうか。	原文通りとします。
6	7	3	1	(1)	—	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	維持管理・運営及びその他の費用もあわせて減額等を行うことが出来るとありますが、「等」について具体的に示して頂けますでしょうか。	実施方針No. 51の回答を参照してください。
7	7	3	1	(1)	—	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	維持管理・運営及びその他費用の減額等とありますが、減額対象は、施設整備の未達により維持管理・運営の業務が減少する範囲という理解でよろしいでしょうか。	実施方針No. 51の回答を参照してください。
8	7	3	1	(1)	—	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	施設整備に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになった場合、維持管理・運営費及びその他の費用まで減額対象となっていますが、施設整備に係る提案等と無関係であり、要求水準を達している業務に対して費用の減額を行うことについては、民間事業者側にとって不合理と思慮しますので、見直しをお願いできませんでしょうか。	実施方針No. 51の回答を参照してください。
9	7	3	1	(2)	—	維持管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	当該内容に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額を行い、さらに、当該減額費用と同額の違約金の請求を行うことが可能とのことですが、事業費の減額と違約金の両方を請求される制度の場合、どうしても資金調達コストが高くなると考えられ、結果として提案価格が高くなります。については、どちらか一方の削除のご検討をお願いします。	原文通りとします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
10	9	3	2	(3)	①	重大な事象に対する減額 ア) 本施設の機能の麻痺 イ) 重大な事故の発生 ウ) 明らかな不作為に起因する エ法令違反 オ) 提出書類、報告等における虚偽	重大な事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき協議することですが、減額リスクは、事業費の算定に大きく影響します。また、貴庁の回転翼機格納庫の維持管理実績は事業者側では持っておらず、事業者側で素案の提案が困難です。つきましては、ア) からオ) までの定義と判断基準を、維持管理事業契約の締結に先んじて、公示のタイミングで、貴庁より提示頂きたくご検討をお願いします。	原文通りとします。
11	10	3	2	(5)	①	罰則点の有効期間	支払区分毎に当期および前2期の支払期間内に付与された罰則点を累積することですが、運営・維持管理業務費用の支払いが半期ごとである点、プロジェクトファイナンスによる資金調達を前提と考えていることから、支払期間と罰則期間の一致（半期内の累積での精算）につき検討ください。	原文通りとします。
12	11	3	1	(6)	—	支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	維持管理・運營業務について業務不履行が継続している場合は、施設整備の支払の留保を行うとありますが、維持管理・業務とは別の業務であり、施設整備業務は不履行である状態でないことから、民間事業者側としては不合理と思慮します。また、海上保安庁からの割賦払いがSPCの借入金の返済原資であることから、金融機関としてはSPCへの貸付金の返済リスクが高まることからSPCの資金調達が困難になったり借入条件が不利になりますので、減額は業務毎に実施する方針で見直しをお願いできませんでしょうか。	原文通りとします。

7. 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	2		1	—	—	用語の定義	第一〇項「「入札説明書等」とは、甲が本事業に関する入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。」とありますが、令和3年10月8日に公表された「実施方針(案)」等に関する質問への回答にて示された回答内容は上記の質問回答書に該当すると理解してよろしいでしょうか。 また、令和3年10月8日に公表された「実施方針(案)」等に関する質問への回答にて示された回答内容で、実施方針又は要求水準書に記載されていないものについては、その回答内容が実施方針あるいは要求水準書に引き継がれるとみなしてよろしいでしょうか。	10月18日に公表した実施方針等については、実施方針（案）等に関する質問への回答が反映されておりますが、入札公告以降に公表する一切の資料が正式に本事業に影響を与える資料となります。
2	2		1	3	—	用語の定義	「協力企業」は、事業者から業務を直接受託又は請け負う企業のうち、事業者に出資しない企業という理解です。上記の「協力企業」の定義の仕方の場合、定義上「構成員」も協力企業に含まれてしまうため、「協力企業」は「事業者に出資しない企業」である点を明確にさせていただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
3	3		4	4	—	事業者の設立及び維持等	プロジェクトファイナンスによる資金調達との関係で事業譲渡その他の組織変更が行われる可能性もございますので、甲の事前の書面による承諾に基づき、それが可能となる旨をご追記いただけますでしょうか。	基本的に不可とします。
4	3		5	3	2	事業者の出資者	プロジェクト・ファイナンスを組成するにあたって、融資を受ける金融機関から構成員が有する株式に質権等の担保設定を求められることが一般的である理解です。甲の事前の書面による承諾について、甲は不合理に拒絶又は留保しない旨をご追記いただけますでしょうか。	原文通りとします。
5	5		9	2	—	資金調達協力義務	プロジェクト・ファイナンスを組成する場合、金融機関からの借入にあたっては、海上保安庁様の協力が必須となります。「甲は、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために実務上合理的な範囲で協力する。」といった内容を明確化していただけますでしょうか。	原文通りとします。
6	5		11	—	—	株式の譲渡に関する協力	本条の「事業契約の定めるところにより」とは、事業契約第79条第2項第1号及び第82条第2項第1号を指しているという理解でよろしいでしょうか。また、あくまで株式の譲渡は出資者と当該第三者が合意した条件で譲渡するという前提でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	5		13	1	—	談合等不正行為があった場合の措置	2行目「事業契約が解除されないとき」とありますが、第7条第4項第一号ないし第四号のいずれかの事由が生じた場合であっても、直ちに事業契約の解除とならないことがあるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	5		13	1	—	談合等不正行為があった場合の措置	基本協定書（案）第7条第4項第一号ないし第四号のいずれかの事由により事業契約が解除された場合は、本条に基づく違約金は請求されず、事業契約書（案）第83条第2項第1号に基づく違約金との二重負担になることはないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
9	5		13	2	—	談合等不正行為があった場合の措置	各号の事情に基づいて事業契約が解除された場合、事業契約第83条第2項第1号に基づき事業者も違約金支払債務を負う可能性がある理解です。同一事象に基づいて事業者と構成員・協力企業に違約金を課すことになり、実質的には違約金の二重取りのような状況が生じうるかと存じます。そのため、事業契約に基づき事業者が違約金を支払った場合には、当該金額分については構成員・協力企業は違約金支払債務を負わないという理解でよろしいでしょうか。またその旨規定いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 基本協定書（案）第13条第2項を削除します。
10	8	別紙1	—	—	—	引き受ける株式の種類	第4条第1項第6号で種類株の発行は認められていない理解ですが、こちらの「株式の種類」とは何を記載するご想定でしょうか。	普通株式を想定しています。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
11	10	別紙3		—	—	出資者誓約書	こちらの誓約書は、出資者それぞれから提出する形ではなく、1つの誓約書に出資者全員が押印する形をご想定でしょうか。通常PFIでは各出資者それぞれから提出させることが比較的一般的かと存じますので、本件も各出資者から提出させる形式にご修正をお願い致します。現状の形式を維持した場合、第5条第3項第3号に基づき新たに株主になるものに出資者誓約書を出させる必要がある場合に、既に誓約書を提出済みの既存の株主も再度誓約書に押印しなければならないなどの不都合がございます。	原文通りとします。
12	10	別紙3		—	—	出資者誓約書 第4項	プロジェクト・ファイナンスを組成するにあたって、融資を受ける金融機関から構成員が事業者に対する債権等についても担保設定を求められることが一般的である理解です。「甲の書面による承諾」が不合理に拒絶等されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	13	/	/	/	/		本ページの位置づけをご確認いただけますでしょうか。(単純なミスでしょうか)	誤記ですので、入札公告時に削除します。

8. 事業契約書（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	1	1	5	—	—	秘密の保持	基本協定における「構成企業」や「協力企業」に対する開示は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	1	5	1	—	秘密の保持	秘密として管理されているものが対象となっておりますが、開示頂く際に、秘密情報である旨通知頂くなど、秘密情報を特定頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）に対する質問回答 要求水準書（案）No. 165の回答を参照してください。
3	2	2	8	3	—	事業の概要	甲、乙とは何を指しますでしょうか。（以下本文中の甲、乙についても同様）	甲は海上保安庁、乙は事業者を指します。 用語の整合については入札公告時に訂正します。
4	3	2	9	—	—	契約の保証	履行保証保険は必ずしも施設整備業務の不履行だけをカバーするものではない場合も想定されますので、その場合は、施設整備業務の不履行を含むものとして履行保証保険の付保を手当てしてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
5	3	2	9	1	—	契約の保証	本件工事費等とは、入札説明書（案）p 16にある、設計費、建設工事費、及び工事監理費の合計額でよろしいでしょうか。定義付けをおねがいします。	本件工事費は、資料-3 事業費の算定及び支払方法（案）表1に示す「施設費」を指します。
6	3	2	9	1	—	契約の保証	「保証金額又は保険金額は、本件工事費等の10分の1以上に相当する額」とありますが、ここでの「本件工事費等」は入札説明書（案）16ウa.に記載されている「設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額」との認識で宜しいでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
7	3	2	9	4	—	契約の保証	第9条第1項四の事業者が締結する履行保証保険契約について、保証金額の合計額が必要金額を満たしていれば、複数契約に渡っても良いのでしょうか。（保証期間はそれぞれが対象期間を満足するものとします。）	事業者の提案によるものとします。
8	8	2	19	1	—	監視職員	監視職員の配置又は変更を行うその日に海上保安庁からの通知が間に合わない場合、事業者に連絡は事前に頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	原文通りとします。
9	8	2	20	1	—	事業者の総括代理人	資料-2入札説明書（案）P3 4. 競争参加資格（1）②イのただし書きとして「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする」との記載が御座います。代表企業の変更に伴い、事業者の総括代理人の変更が発生する場合においても御認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	SPCのガバナンスが明確になっていることを前提に、ご理解のとおりです。
10	8	2	20	3	—	事業者の総括代理人	後段の「この場合において、～」とありますが、前段と整合していないと思われるので、ご確認をお願いします。	入札公告時に修正します。
11	11	2	31	1	1	物価等の変動に基づく本件工事費の改定	日本国内における価格の著しい変動と判断する基準や指針がございましたらご教示ください。	資料-3 事業費の算定及び支払方法（案）をご参照ください。
12	11	2	31	1	—	物価等の変動に基づく本件工事費の改定	入札時または契約時からの賃金水準や物価水準の変動による、一定範囲以上の工事費の増減は海上保安庁負担とするなど、具体的な契約変更金額の算定ルールを規定いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
13	11	2	31	1	—	物価等の変動に基づく本件工事費の改定	第1項第一号と第二号に単品スライドとインフレスライドの規定がございますが、あわせて全体スライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条）も追加していただけないでしょうか。	全体スライド条項の追加について、入札公告時に示します。
14	11	2	32	3	—	要求水準の変更	海上保安庁が合理的な変更内容を定め、これにより事業コストが増加する場合には、それに応じて増額変更契約いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	12	2	34	1	—	臨機の措置	「臨機の措置」では、事業者が負うべき義務の範囲が漠然不明確ですの で、「合理的に可能な範囲で臨機の措置をとらなければならない」など一定の限定をお願いできますでしょうか。	原文通りとします。
16	12	2	35	1	—	第三者に生じた損害	第1項の事業者が負う第三者への損害賠償について。 事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに海上保安庁に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償するとの記載がありますが、同3項の海上保安庁が負う第三者への損害賠償同様、法律上の賠償義務という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	12	2	35	1	—	第三者に生じた損害	事業者による本事業の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第37条の規定に従うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	12	2	35	1	—	第三者に生じた損害	通常避けることのできない騒音などを含み第三者に損害を及ぼした場合には、事業者が当該損害を賠償する規定となっておりますが、事業者としてこれらすべてをリスク負担することは事業の破綻につながりかねず困難と 思慮します。事業者が善管注意義務違反があった場合に限定するなど、要求水準書案別添資料1-2の適用基準にもある「契約に関するガイドライン?PFI事業契約における留意事項について?」の内容を反映していただきたくご検討をお願いできませんでしょうか。	ご意見として承ります。
19	12	2	35	1	—	第三者に生じた損害	本事業においては、一定の土壌汚染が発生する可能性があるかと存じますが、通常避けることのできない土壌汚染については、海上保安庁負担としていただけますでしょうか。	原則不可とします。
20	16	3	46	3	—	調査	事業者による地盤調査を行う前に、正確な工事費を算出することは困難であり、入札時における地盤状況についての設計条件を提示いただき、これと調査結果との乖離による工事費の増減については、契約変更いただけますでしょうか。	実施方針No. 41の回答を参照してください。
21	21	3	63	4	—	引渡し	当該施設の不動産取得税・登記に関する諸費用については、事業者 に支払い義務は無く、本事業のサービス対価としても見積もりの必要は無いとの理解でよろしいでしょうか？	不動産取得税については事業者の支払いは発生しませんが、登記に関する諸費用については事業者負担で実施していただくこととします。
22	24	4	74	2	—	給油施設の仕様	返還方法について、原状回復は削除して頂き、要求水準書p2の事業期間終了時の水準に基づき、現状有姿での返還としていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、実施方針No. 91の回答を参照してください。
23	25	5	77	6	—	施設整備費の支払	繰り上げ返済による増加費用について、合理的な金融費用も含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
24	25	5	78	3	—	維持管理・運営費及びその他の費用の支払	①海上保安庁様の帰責事由に基づき維持管理・運営業務を開始できない場合ですので、当該期間中の維持管理・運営費についてもお支払いいただけませんか。 ②また、次項と同様に、合理的な増加費用についてもご負担いただけませんか。	原文通りとします。
25	26	6	79	1	7	海上保安庁の解除権	「独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）」は改正により、「独占禁止法7条の4」でしょうか。	ご理解のとおりです。 誤記ですので、入札公告時に訂正します。
26	27	6	82	1	—	法令等の変更等又は不可抗力による解除	法令等の変更等又は不可抗力に起因する解除であり、不可抗力により本事業の継続が不可能であるにもかかわらず、海上保安庁様が解除権を行使されない場合、本契約が継続してしまうのは不合理ですので、そのような事態を回避するためにも、事業者側にも解除権を認めていただけますでしょうか。	原文通りとします。
27	28	3	83	1	—	事業者の帰責事由による契約解除の効力	SPC設立に係る費用や施設整備期間中のSPC運営諸経費についても、検査に合格した部分の出来高相当額をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	SPC設立に係る費用や施設整備期間中のSPC運営諸経費については支払いの対象としません。
28	28	6	83	1	4	事業者の帰責事由による契約解除の効力	プロジェクトファイナンスでの資金調達を踏まえ、原則として、一括払でのご対応を賜りたく存じます。その場合の支払期限については、例えば「6ヶ月以内」といった限定として頂けないでしょうか。 (第84条第2項三、第85条第1項四、第86条第1項四、第87条第2項三、第88条第1項四も同様)	原文通りとします。
29	28	3	83	2	—	事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金額は、税込みの本件工事費等の10分の1以上に相当する額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	30	6	86	2	—	事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金相当額について、融資金融機関から資金の積み立てを要求されることが想定されますが、この資金は金融機関から調達できず、その他の手法で調達することとなり、コスト高になる、つまりは海上保安庁の負担が増大する懸念がございます。 履行保証保険での対応の場合においては、融資金融機関から、単年度の保証の更新ではなく、通期の保証を求められることがありますが、保険会社側では長期の保証対応が難しいという課題があり、融資金融機関の選択の幅を狭める可能性があり、こちらもコスト増につながりかねません。 つきましては、単年度や、直近数年度の維持管理・運営費及びその他費用の10分の1とするなど、違約金の額の圧縮をご検討いただけませんか。	入札公告時に示します。
31	35	9	2	—	—	融資団との協議	今回の質問の対象外かもしれませんが、二、の事前通知およびありますが、これは一、の継続文と考えてよろしいでしょうか。だとすると、三以降が繰り上がることとなります。	ご理解のとおり、誤記ですので、入札公告時に訂正します。
32	35	9	2	—	—	融資団との協議	号数が誤記されていると思料します。修正頂きますようお願いいたします。	No. 31の回答を参照してください。
33	47	別紙6	1	(2)	—	人為的事象	対中国等、他国の動きに対する日本政府の動きにより、本事業の継続が困難になる場合も想定されます。その場合も不可抗力を前提に協議頂ける理解でよろしいでしょうか。	質問の趣旨が分かりかねますので、回答を差し控えます。
34	47	別紙6	2	—	—	不可抗力による損失及び損害の範囲	貴庁が所有権を有する引渡済みの施設及び設備の損害については、貴庁で加入される火災保険や共済等でカバーされるため、事業契約第37条に基づく費用分担の対象には含まないという理解でよろしいでしょうか。	海上保安庁で付保する保険はありません。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
35	48	別紙6		3	—	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	<p>維持管理・運營業務期間に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、維持管理・運營業務費用の年間の1%までを事業者が負担することですが、業務内容に応じた額が半期ごとに支払われるスキームのため、1%の対象分母が年度により増減します。</p> <p>特に法定点検であるタンクの開放点検費用などが計上された年度は、事業者負担/リスクが過大になりますので、長期修繕計画策定・実施については分母の対象外として頂きたい、ご検討をお願いします。</p> <p>また、要求水準書P76にある時間外給油は、別途契約に基づく支払であるとの事でしたが、これも分母の対象外であるとの理解で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>前段については、原文通りとします。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
36	48	別紙6		3	(2)	維持管理・運營業務の損害負担 ①	<p>令和3年10月8日公表の実施方針(案)への質問の回答書 No.220の通り、維持管理運営業期間中の事業者の負担については、個一の事象により生じた損害額の1%又は維持管理業務に係る年間サービス購入料の1%のいずれか低いほうとしていただけませんか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
37							<p>各条文に記載されている「甲」「乙」が定義されておらずで定義いただけないでしょうか。若しくは明確化の為、各条文記載の「甲」「乙」を「国」「海上保安庁」等に修正いただきますようお願いいたします。</p>	<p>No.3の回答を参照してください。</p>

9. PFI事業者等が付す保険（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1						火災保険	10/18に公表された各質問に対する回答書の中で、施設への火災保険付保について、実施方針（案）回答NO.140では「海上保安庁側で付保する保険はなく、事業者側付保を想定」とあり、一方、要求水準書（案）回答NO.25では、「海上保安庁側で火災保険・共済等に加入」と読み取れます。貴庁で火災保険を付保されるのかそうでないのか、また、その他に貴庁で付保する保険について具体的にご教示願います。	海上保安庁で付保する保険はありません。 実施方針（案）に対する質問回答の要求水準書（案）回答No.25に対する回答を訂正し、実施方針（案）回答NO.140を正とします。
2							実施方針（案）等に関する質問への回答書において、1. 実施方針（案）に対する回答NO.140の回答では「海上保安庁で付保する保険はありません」とありますが、2. 要求水準書（案）に対する質問の回答NO.25の回答内容と整合していません。民間事業者側が付保する保険との重複を避けたり、よりよい提案を図るため、海上保安庁にて付保する保険についてあらためてご教示をお願いします。	No.1の回答を参照してください。
3							「第1 設計、建設工事、工事監理の履行に係る保険」として記載がありますが、事業契約書（案）第9条を充足すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

10. その他の質問

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1						守秘義務について	本施設は守秘性の高い防衛施設と捉えております。設計、施工の各段階における民間事業者としての守秘義務対応と併せて、建物竣工後の維持管理業務等における民間事業者に求められる守秘性等に関して、ガイドライン或いは具体的な要求水準等があれば、ご教示願います	ガイドライン等はありません。 守秘性当に関しては、実施方針No. 90の回答を参照下さい。